



Until we are all equal

人権としての女の子 の権利の強化

国連での国際政策決定における
女の子の地位に関する詳細調査

用語集



ユース代表団、国連本部、アメリカ © Plan International / Joel Sheakoski

著者: Claire Mahon, Julia Rowland, Sara Gibson(Global Human Rights Group)

編集者: Sharon Goulds

デザイン: Sara Mena(Doodlio Studio)

協力および監修: Claire Mathellié-Marcano, Charlotte Stemmer

Gaia Grippa, Annika Lof, Tenar Lorente(プラン・インターナショナルUNLOジュネーブ)、Debora Cobar(プラン・インターナショナルUNLOニューヨーク)、Kathleen Sherwin, Maria-Paula Suarez, Johanne Westcott-Simpson, Nohel Melendez, Ramil Andag, GeetaDevi Pradhan, Tinotenda Hondo(プラン・インターナショナル本部)、Violeta Cataño, Julia Lopez(プラン・インターナショナル・スペイン)には貴重な意見・貢献をいただき、**特別な感謝を述べたい**。また、相談/フォーカス・グループ・ディスカッション(FGD)/インタビューに参加したすべての利害関係者にも感謝する。

発行年: 2024
© Plan International

CAT委員会

拷問禁止委員会

CEDAW

女性差別撤廃条約

CEDAW委員会

女性差別撤廃委員会

CEFMU

早すぎる強制された結婚

CERD委員会

人種差別撤廃委員会

CESCR

経済的、社会的、文化的権利委員会

CRC

子どもの権利条約

CRC委員会

子どもの権利委員会

CRPD委員会

障害者の権利委員会

CSE

包括的性教育

CSW

女性の地位委員会

DAW

女性に対する差別

DAWG

女性と女の子に対する差別

FGM

女性性器切除

GBV

ジェンダーに基づく暴力

GC

一般的意見

GR

一般的勧告

HRC

国連人権理事会

ICCPR

市民的、政治的権利に関する国際規約

ICESCR

経済的、社会的、文化的権利に関する国際規約

ICPD

国際人口開発会議

SDGs

持続可能な開発目標

SR

(国連)特別報告者

SRH

性と生殖に関する健康

SRHR

性と生殖に関する健康と権利

SRSG

国連事務総長特別代表

UNGA

国連総会

UPR

普遍的・定期的レビュー

VAW

女性に対する暴力

VAWG

女性と女の子に対する暴力

WG

作業部会

目次

- 用語集..... 3
- はじめに..... 5
- この6年間: 傾向・ギャップ・機会・課題..... 11
- 前進: 女の子の権利の向上..... 12
 - 1. 何を獲得したか - 表題、任務、アジェンダにおける、女の子への言及の増加..... 13
 - 2. 連携: 人権機関とその組織内の階層での女の子の権利の優先度の向上..... 14
 - 3. 可視化・傾聴される: 就労プログラムやイベントへの女の子の参加の増加..... 15
 - 4. 表現の重要性: 女の子に関する表現を制度に組み込む機会の増加..... 18
 - 5. 女の子の生活の現実に向き合う: もっとも必要なところに変化を起こす..... 20
 - 6. 異なる女の子の異なるニーズと平等な権利: 女の子の交差するアイデンティティに対する認識の高まり..... 23
 - 7. 変化を先導し、変化の中心となる: 女の子は単なる脆弱な被害者ではなく、変革の担い手・権利保有者であるという認識の高まり..... 24
- 未だに陰に隠れていないか..... 26
 - 1. 私の権利も尊重して: ジェンダーや年齢を考慮しない姿勢は、女の子の可視性を低下しかねない..... 27
 - 2. なぜ私を外すの: 特定の権利に関連した女の子への言及を回避するための、ジェンダーや年齢に特化した表現の使用..... 30
 - 3. 違いを認識して: 「女の子」全員を均質な集団として扱うことで、一部の女の子や女の子の権利問題が不可視化されるリスクがある..... 32
 - 4. 「女の子」とひとくくりにはできない: 女の子の複数の交差するアイデンティティに対する認識は不十分である..... 34
 - 5. すべての領域で: 女の子は、あらゆる人権を認められ、保護されなければならない..... 35
 - 6. 被害者ではなく擁護者である: 女の子の主体性・自律性は未だ十分に実現されていない..... 36
- 一歩前進して二歩後退: 反人権・反ジェンダーの動き..... 38
 - 1. 「家庭の価値観」の奨励: 女の子の権利に関する中核的要素が標的に..... 41
 - 2. 言論の争い: 表現が巧みに操られている..... 45
 - 3. 情勢の変化: 慎重に前進は抑制される..... 48
 - 4. 権利を死守する: 女の子の権利のアドボケイトは、彼女たちの権利を守り、維持し、更なる前進を遂げるために支援を求める..... 48
- 結論..... 49
- 提言..... 50
- 脚注..... 56

❗ 本書は、技術報告書の要約版である。詳細な調査方法および、調査過程で精査された人権関連の制度による女の子の権利や政策文書の詳細な分析については以下を参照のこと: plan-international.org/publications/strengthening-girls-rights-as-human-rights

はじめに

背景

女の子は依然として、世界の中で阻害されている最大の集団である。彼女たちは、若くて女性であるというだけで差別や虐待の対象となっている。民族性・人種・性的指向・難民という立場・貧困等の追加要素、そしてこれらの特徴・アイデンティティ・環境が絡み合って、彼女たちに対する排除を悪化させることもある。

女の子への暴力は、産まれてすぐ、時にはそれ以前から始まり、生涯にわたって続くこともある。成長過程におけるCEFMMUやFGMなどのジェンダー差別的慣習が、彼女たちの成長を妨げ、機会を制限する。男の子の方が家族の将来への投資として有益と考えられているため、思春期の女の子は、中等教育修了前に中途退学させられることが多い。無償のケアワークに対するジェンダー・ステレオタイプも、女の子が学業や将来のためのスキル習得と、家事や農作業との両立で四苦八苦する一因となっている。家の仕事を手伝うために中途退学する女の子もいる。通学を続ける女の子も、女の子に配慮したトイレの不足や、指導におけるジェンダー・バイアス、学用品におけるジェンダー・バイアスなどの障壁に直面し、劣悪な環境に置かれることが多い。

子ども時代の各段階で、女の子は「若い」「女性である」という二重の差別によって、明確な不利益を被る。教育機会の逸失は、生涯にわたって様々な面で悪影響を及ぼす。

プラン・インターナショナルは、何百万人もの女の子が、特に世界最貧国で、教育・健康・労働・家庭生活において非常に不利な立場に置かれていることを認識している。

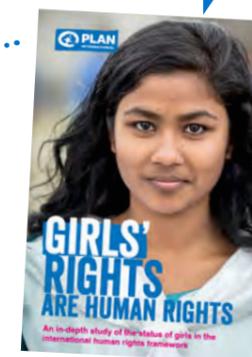
貧困・民族性・障害などの要素が絡み合い、ジェンダー・ステレオタイプや不平等な力関係が存在する場合、女の子の立場はさらに悪化する。これは容認できるものではなく、女の子は政府からの全面的保護と、家族やコミュニティからの支援を受けることができなければならない。女の子が人権を完全に享受し、安全で幸せに、健康に成長できれば、その可能性を最大限に発揮し、しっかりと生きていくことができるだろう。

本報告書のために実施された、人権法および政策における女の子の位置づけの分析は、あらゆる女の子が可能性を最大限に発揮できるよう、エンパワーメントすることを目的として行われた。女の子が疎外され、軽視されているという根深い不公平を明らかにし、女の子の生活の現実を把握した上で、本来彼女たちのものであるにもかかわらず、これまでないがしろにされてきた権利や保護を享受できるようにして、彼女たちの状況を改善することが狙いである。

国際政策の決定における女の子の位置づけに関する本報告書は、2024年前半に実施された調査に基づくものであり、プラン・インターナショナルが2018年に公表した画期的な報告書、「Girls' Rights Are Human Rights」の続編・改訂版である。



本報告書は以下で閲覧可能: plan-international.org/publications/girls-rights-are-human-rights



2018年の調査では、1930～2017年の87年間に公開された1,300以上の国際政策文書内で言及された、女の子と彼女たちの権利に関する記述を分析した。それによって、いかに国際法が女の子の権利を軽視し、彼女たちの存在を無視してきたかが明らかになった。女の子の権利が認識されるようになって以来、2018年の報告書の発表まで、国際法において女の子が特定の集団として言及されることは皆無であった。

言及された場合でも、彼女たちが直面する障壁が十分に反映されていないことがあった。2018年の報告書では、女の子の権利が往々にして、女性の権利および子どもの権利という2つの主要なテーマの狭間に隠れてしまうこと、そして国際法の制定において、ジェンダーや年齢が十分に考慮されていないということが判明した。女の子が直面する特有の困難についてはほとんど言及がなかった。

今回のプロジェクトでは、**人権法および政策の主要部分における女の子の権利に関して、改善された点・ギャップ・傾向を明らかにするために、2018年～2023年末までの政策の動向を分析した。**

本報告書では、女の子の権利が広く認識され、国際基準に統合された分野を特定すると同時に、プラン・インターナショナルや他の同様の立場に立つ利害関係者が、それらの権利を一層保護および強化するために優先的に取り組むべきギャップを明示している。本報告書は、これまでの成果を後退させたり、前進を妨げたりするような、**反人権アクターや逆行するような動きに警戒する必要性を訴えている。**

本報告書において、プラン・インターナショナルは、性的指向・性自認・性表現・性特性(SOGIESC)の観点からも多くの女性と女の子が特定されることを認識し、ジェンダーに関する取り組みにおいて、交差性への考慮の必要性も強調している。ジェンダー・年齢・多様性への視点は、女性と女の子の権利を十分に反映し、ジェンダー平等を推進するために不可欠である。



Girls' Rights Platformの詳細は、以下を閲覧のこと:
girlsrightsplatform.org



Girls' Rights Platform

プラン・インターナショナルのGirls' Rights Platformは、女の子の権利に関する世界最大の政策データベースである。1948年～現在までに公表された10,000以上の文書から、提唱活動や政策優先事項の進展に必要な表現用語を、簡単に検索できる。

プラン・インターナショナルは、NGO・子どもやユースの活動家・外交官・国連機関・学術機関が、国際的な議題を扱う際に、女の子について優先的に考慮するよう支援するために、Girls' Rights Platformを作成した。

本プラットフォームでは、人権政策データベース・女の子の権利提唱活動に向けたユースのためのアカウンタビリティ研修・国際政策/法における女の子の権利の位置づけを分析した多数の報告書やファクトシートなど、様々なリソースやツールを提供している。

それらの強力なリソースを提供することで、私たちは、政策における女の子の権利の可視性を高め、その権利を守るための大規模な活動を展開し、女の子の権利やジェンダー平等の実現をあちこちで妨げてきた逆行的な動きに歯止めをかけることを目指している。

調査対象と調査方法

本調査では、近年のジュネーブとニューヨークの国連機構での交渉・非交渉事項の成果物における女の子の権利の向上を評価し、前進の度合いと女の子の権利に対する反発に関して理解を深め、2018年にプラン・インターナショナルが発表した、女の子の人権に関する前回の先駆的な調査を改訂することを目的としている。

2018年の「Girls Rights Are Human Rights」報告書では、女の子の権利に関連する国際条約体制(「ハードロー」)の包括的概要が示されていることから、本報告書では、決議・合意結論・GR/GC・その他類似成果物などの準法的文書を含む国際的な「ソフトロー」の分析を取り上げる。法的拘束力はないが、それらの文書は大きな影響力を持ち、既存の国際規範を明確にし、理解しやすくする役割を果たす。本報告書では、それらの枠組みにおける女の子の権利の向上に関する主な進展を検証し、過去の合意事項への取り組みの強化および女の子の権利に関する世界的な取

り組みの推進における、それらの役割を強調する。

国連機関が2018年以降に策定した政策文書の表現の定量・定性分析を行い、それらの文書がジェンダー・年齢・多様性の視点をどの程度効果的に取り入れ、すべての女の子の属性に応じた権利を促進・保護しているかを検証した。私たちの目標は、国連機関において、市民的・政治的・経済的・社会的・文化的側面から女の子の権利を扱う際に、政策上の表現において、どのような場面でどのような改善が見られ、どのようなギャップや問題が存在するのかを特定することであった。



調査方法および制限の詳細は、以下を閲覧のこと:
plan-international.org/publications/strengthening-girls-rights-as-human-rights

本調査プロジェクトの対象範囲

本調査の対象期間は、2018年1月1日～2023年12月31日であり、本調査で検討された主な機構とその成果は以下の通り:

- ✓ UNGA決議
- ✓ CSW合意結論
- ✓ HRC決議
- ✓ UPR 提言
- ✓ テーマ別報告書に関する特別手続きの推奨事項
- ✓ SRSG報告書提言
- ✓ 条約機関 GCおよびGR
- ✓ 国家定期審査の総括所見における条約機関の提言



ユース・アドボケイト、スイス
© Plan International / Enzo Mauro Tabet Cruz

女の子の権利実現の歩み

- 1979**

 - UNGAが、女性と女の子の権利を保護するための国際条約であるCEDAWを採択する。
 - ユネスコは1979年を「国際子ども年」と宣言した。
- 1989**

 - 子どもの権利を守るためにCRCが採択された。
- 1990**

 - 世界子どもサミットで、「女の子は最初から平等な扱いと機会を付与されなければならない」という宣言が採択された。
 - ユニセフ理事会は、今後10年間の戦略とプログラムにおいて、女の子の地位とニーズを積極的に扱うことを提言した。
 - 国連は1990年を「女の子の年」と宣言し、南アジア地域協力連合は1990年代を「女の子の10年」と宣言した。
 - FGMに関して、CEDAWのGR第14号が採択された。しかし女の子には言及していない。
- 1992**

 - CEDAW委員会は、2017年に改訂されたGBVIに関するGR第19号を採択した。
- 1993**

 - ウィーン宣言および行動計画は、「女性と女の子の人権は、普遍的な人権の不可侵かつ不可欠で不可分な要素である」と明言し、各国政府に対し「女性と女の子の人権の保護と促進に向けた取り組みを強化する」よう求めている。
- 1994**

 - 生殖に関する健康と権利・女性のエンパワーメント・ジェンダー平等が人口と開発の礎であると提唱するICPD行動計画が採択された。
 - VAWIに関する国連SRの権能が制定された。
- 1995**

 - CRC委員会が女の子に関する一般討論日を開催した。
 - 北京で第4回世界女性会議が催され、女の子の窮状が主要なテーマとなった北京行動綱領が採択された。
 - 女の子に関する初の決議をUNGAが採択した。
- 1998**

 - CSW合意結論は、特に女の子の人権の促進と保護・女の子の教育とエンパワーメント・女の子の健康ニーズの対応・武力紛争下の女の子の状況改善・人身売買の撲滅と児童労働の撲滅などを目的とした行動と取り組みを概説し、**女の子の問題に優先的に扱った。**



© Plan International



© Plan International

- 1999**

 - 女性と健康に関するCEDAWのGR第24号は、女の子は性的虐待に遭いやすく、特に性の健康に関する情報の入手に関して不利な立場に立つ、脆弱で不利な立場にある集団であることを強調した。
- 2000**

 - ミレニアム開発目標では、「初等・中等・高等教育における男の子に対する女の子の割合」が第3目標の指標として盛り込まれた。
 - 女性・平和・安全保障に関する国連安全保障理事会決議第1325号が採択され、紛争が女性と女の子に与える影響が認知された。
- 2002**

 - 2002年の、子どもに関するUNGA第27回特別会合では、子ども、特に女の子の開発目標達成は、とりわけ女性のエンパワーメントに影響を与えることが認識された。
- 2005**

 - 2005年の世界サミットは、女の子の人権を再確認し、女の子に対する差別と暴力の撲滅、そして中等/高等教育や職業/技術訓練を含む、女の子の教育改善への取り組みを求めた。
- 2006**

 - 国連経済社会局の女性推進部(DAW)は、2007年のCSWの作業計画の準備として専門家集団会議を主催し、その年次における優先事項として、**女の子へのあらゆる形態の差別と暴力の撲滅**に焦点を当てた。専門家集団会議は、女の子は世界システムにおいて疎外されるリスクが特に高く、権利の確立が彼女たちに対する差別と暴力の根絶に効果的であると結論づけた。
- 2007**

 - CSW合意結論は、再び、女の子へのあらゆる形態の差別と暴力の撲滅を提唱した。
 - 奴隷に関するSRは、HRCへの報告書中でCEFMUを奴隷的慣行として認めている。
 - プラン・インターナショナルが、**世界ガールズ・レポート第1号**を発表し、世界的な女の子の権利への意識の必要性を強調した。
- 2008**

 - 拷問に関する国連SRは、HRCへの報告書の中で、**FGMが拷問に相当し得ることを明確に示した。**
- 2011**

 - 「ジェンダー平等推進の世界的支援者」として、UN Womenが設立された。
 - 子どもがCRC委員に苦情を申し立てることができる、個別の協議手続きを定めたCRCの**第3選択議定書**が採択された。
- 2012**

 - UNGAは「FGMの撲滅に向けた国際的な取り組みの強化」決議を採択し、国際社会におけるFGMの撲滅に向けた政治的意思を示した。
 - 2011年の国連決議で制定された**国際ガールズ・デー**が第1回目を迎えた。



© Plan International

2012

- CRCとCEDAW委員会は、有害な慣行に関する共同のGR/GCを公表した。
- UNGAIは、CEFMUの禁止を求める重要な決議を採択した。

2015

- 193の国連加盟国が持続可能な開発のための2030アジェンダを採択し、目標5では、2030年までに各国政府が「ジェンダー平等を実現し、女性と女の子全員のエンパワーメントを達成する」よう求めている。

2016

- 国連加盟国は、都市の将来の発展を形作る新都市アジェンダを採択し、都市部の女の子の権利とニーズに特に重点を置いた。
- 拷問に関する国連SRは、HRCへの報告の中で、FGM・CEFMU・名誉に基づく暴力などの有害な慣行を、不適切な扱い・拷問に相当するGBVの一形態であるとみなした。

2017

- CEDAW委員会はGR第35号でVAWIに関するGR第19号を改訂し、女の子への言及を追加した。

2018

- プラン・インターナショナルが画期的な報告書*Girls Rights are Human Rights*を発表した。
- プラン・インターナショナルはGirls' Rights Platformを開始した: girlsrightsplatform.org

2019

- プラン・インターナショナルの提唱活動により、UN WG DAWの権能のタイトルに「女の子」という言葉を入れることが決定した。
- CRCとCEDAW委員会は、有害な慣行に関する合同GR第31号/GC第18号を改訂した。

2021

- HRCは「月経衛生管理・人権・ジェンダー平等」に関する初の決議を採択した。
- HRCにとって女の子に特化した初の決議となる「女の子全員の教育を受ける権利の平等な享受の実現」に関する新たなテーマ別決議を採択した。

2022

- 国連SRのVAWIに関するタイトルと権能を拡大し、女の子も対象にした。
- CEDAW委員会は、先住民の女性と女の子に関するGR第39号を発行した。
- 女性と女の子に対する差別に関するWGが、女の子の活動に関する重要な報告書を公開した。
- WG DAWGの報告書に基づき、女の子の活動に関する重要な決議がHRCで採択された。

2023

- HRCは「人権の観点から見たケアとサポートの重要性」に関する初の決議を採択し、女性と女の子が担う無償の家事労働の認識において重要となる動きをみせた。

2024

- WG DAWGIは、反人権的・反ジェンダー的な動きに関する報告書を発表した。



© Plan International



© Plan International

この6年間: 傾向・ギャップ・機会・課題

本報告書は、国際法での女の子の位置づけに関する詳細な調査に基づく。



3,664件
の国際政策文書が検証された

対象となった文書の一覧は、以下で閲覧可能
plan-international.org/publications/strengthening-girls-rights-as-human-rights

本調査では、2018~2023年のデータと証拠の分析、3,664件の国際政策文書での女の子と彼女たちの権利に関する言及の検証、国際的な文書や政策における女の子の権利の取り扱いの改善とそれに抵抗する動きの検証を実施した。

本調査の全体結果から判明したのは、女の子の権利の促進と保護に関しては、実質的な進歩もいくらか認められており、状況の改善や継続的な努力が見られる一方、憂慮すべき傾向や格差もやはり存在しているということだ。



❗ 国連の機関や機構の活動から、女の子の権利やそれに関連する問題が可視化されてきてはいるが、そのレベルは均一ではなく、一部のメカニズムや事項において他よりも可視化が顕著である。

❗ 多くの分野において、女の子と彼女たちの属性に応じた権利の大部分は、年齢やジェンダーに配慮した表現が使われることがほとんどなく、軽視されたままである。女の子は、多様性を無視した均質な集団として扱われがちである。



その結果、国際的な政策は、世界中の女の子の複雑な現実や多様な状況を十分に反映していないことが多い。

特に、非交渉文書では、交差性を反映する必要性を優先しているが、交渉文書で国際社会がこの問題に取り組むことは、ジェンダー平等に対する反対勢力により妨げられてきた。この動きは、更に大きくなりつつあ

り、これまでの成果を維持していく上で、大きな支障となっている。

前進: 女の子の権利の向上

女の子の権利の保護においては、大きな成果が見られた。近年、アドボケイトや交渉者は、国際的な政策決定のあらゆる分野で、女の子と彼女たちの権利の可視化を向上させようと、大きな成果を上げてきた:

- ① ソフトローにおける女の子への言及の増加。
- ① 女の子の権利に関する言及や、徹底的な検証の実施頻度の増加。
- ① 国連の機関や機構への、女の子が参加できる機会の段階的な増加。

過去6年間での、国際政策決定における女の子とその権利の可視性に関する動向は、以下の分野に分類できる:

1. 表題・権限・アジェンダにおける女の子への言及の増加
2. 人権機関とその組織内の階層での女の子の権利の優先度の向上
3. 就労プログラムやイベントへの女の子の参加の増加
4. 女の子に関する文書の制度への盛り込みの増加
5. 重要事項への女の子の権利の包摂・配慮に対する注力強化
6. 女の子の交差するアイデンティティへの認識の高まり
7. 女の子を、単なる脆弱な被害者ではなく、変革の担い手・権利保有者であるという認識の高まり



国連事務所の前に立つ女の子、スイス
© Plan International / Enzo Mauro Tabet Cruz



女の子たちは力を合わせることで強くなれることを示した、ネパール
© Plan International

1. 何を獲得したか - 表題、任務、アジェンダにおける女の子への言及の増加

調査対象期間での最も顕著な変化は、表題、任務の拡大であった。2019年にWG DAWIはWG DAWG¹となり、2022年にはSR VAWG²となった。

このような名称変更により、これらの任務を遂行する中での、女の子の可視性が向上し、特別手続の様々な活動において女の子の権利問題がはっきりと扱われる可能性を、直接的にも間接的にも高めてきた。

これにより、権利保有者としての女の子の可視性が向上し、女の子の権利問題がそれらの任務全体において大きく組み込まれ、女の子の権利への取り組みが、より多様な視点から体系的に実施されるようになった。これは、それらの機関の業務だけでなく、他の機構においても実施されている。

進捗報告

☑ 本調査期間中、CEDAW委員会が、年次討議の標題やアジェンダ³および後続のGR⁴ 女の子に言及し、女の子の包摂を明確にするよう変更したことが認められた。

☑ また、HRCの決議など、他のソフトロー文書のタイトルにおいても女の子を明示的に言及する傾向が高まっている⁵。

2. 連携: 人権機関とその組織内の階層での女の子の権利の優先度の向上

WG DAWGの任務変更に伴い、報告要件の制度にも変更があった: 任務の委任元であるHRCへの定期報告に加え⁶、WG DAWGは現在、CSWIに年次更新報告を行っている。

つまり、WG DAWGがCEDAW委員に加わり、SR VAWGは毎年CSWIに報告しているのだ。

これは、国際制度における女の子の権利問題に関する報告や議論の可視性を高め、ジュネーブの人権コミュニティとニューヨークの国際政策立案者との連携を強化した。

制度上でも、条約機関が協働して取り組むべき分野として、女の子の権利を優先させるという進展が認められた。

進捗報告

- ☑ 有害な慣行に関する合同勧告/GC 31に関連した、CRCとCEDAW委員会による2014年の共同作業は2019年の共同成果物の文書の強化作業に引き継がれた⁷。
- ☑ これは他の作業の流れの先例となった: CRCとCEDAW委員会はそれ以来、サンメ・プリンシペの定期的な国家調査の合同報告書を発行しており⁸、各国の報告日程が一致した際に、同様の共同作業を行う機会を見出したいとしている。



新しい水道開通を祝うユース女性たち、カンボジア © Plan International

3. 可視化・傾聴される: 就労プログラムやイベントへの女の子の参加の増加

この可視化の傾向でもっとも重要な進歩の1つは、国連のイベントに参加する女の子の姿である。

これは大きな前進の1つであり、国連の機関や機構が、HRCのイベント・条約機関の会議・協議・他のフォーラムに、パネリスト/講演者/参加者として女の子とユース女性の参加を制度化・体系化しよう、措置を講じてきた成果である。

進捗報告

- ☑ 現在、WG DAWGは、テーマ別優先事項の枠組みに、女の子との話し合いや女の子の参加を盛り込んでおり⁹、CEDAW委員会による年次討議や他のイベントには女の子も参加している¹⁰。
- ☑ 特筆すべきは、2022年のWG DAWGの報告書が女の子とユース女性の活動に特化し、彼女たちが平等を獲得する上で直面する障壁と、それらの障壁に効果的に立ち向かう彼女たちの積極的な動きに焦点を当てたことである。
- ☑ それに関連し、WG DAWGは第65回CSWで特別イベントを主催した。そこでは世界中から5人の女の子活動家が招かれ、自身の経験を共有した¹¹。WG DAWGは2022年の報告書作成の中で、多様な女の子およびユース女性の活動家集団と面会し、「様々なレベルで直面してきた重大な困難を明らかに」した¹²。彼女たちの声は報告書の調査結果と提言に大きく直接的に反映された。これらの協議は、近年、WG DAWGが報告書に女の子の視点を盛り込むために、交差するアイデンティティを持つ多様な女の子と直接的に関わるという有意義な一連の取り組みの一環として実施された¹³。
- ☑ CRC委員会には、女の子を含む子どもも、GC第24条・第25条・第26条の準備に参加しており、近年では、年次討論会にも女の子が参加している¹⁴。特に、「気候変動に特化した子どもの権利と環境」に関するGC第26号¹⁵に関し、CRC委員会は、「多様で熱心な子どもの諮問チームが、オンライン調査・フォーカスグループ・各国/各地域での直接対話を実施し、121カ国・16,331人の子どもの参加を得て、GCのための協議プロセスに貢献した」と明らかにしている¹⁶。同様に、デジタル環境における子どもの権利に関するGC第25号の策定の一環として¹⁷、「27カ国・9~22歳の700人あまりの子どもとユースに、デジタル技術が彼らの生活にどのような影響を与えているかについて意見を求めた」¹⁸。更に、世界中の約300人の子どもとユースが、GC 25の子どもに配慮した版を策定した¹⁹。
- ☑ 2023年6月、一人の女の子がCEFMUIに関するHRC決議の交渉に初めて積極的に参加した。このことは2024年3月に「子どもの権利」に関するHRC決議として反映され、女の子や直接影響を受けるコミュニティの視点が、主要な政策文書の策定に実際に組み込まれることとなった。

私たちは、国連機構における中核的な要素として、国際的な政策決定へ完全・平等・有意義・安全な女の子の参加を制度化・体系化しなければならない。

女の子が参加者の一員として可視化されるにつれ、女の子に対する認識も、単なる人権侵害の脆弱な被害者から、権利保有者・変革の担い手へと変化する。

国連での参加の制度化により、女の子は、活動家や現役・次世代の人権擁護者として、国際的な人権運動における存在感を増している。

交渉文書、特にHRC決議における、国際的な政策決定への彼女たちの完全・平等・有意義・安全な参加を支持するような包摂的な表現の増加も、国連の人権分野において女の子の実際の参加が増加した一因である。事実、2018～2023年の間、女の子の権利団体について、そして変革の担い手としての女の子の役割についての記載は、大幅に増加した。

2021年以降、CSWIは、特に気候危機に関連して、政治や他の意思決定の場における、女の子とユース女性のエンパワーメントと参加について明確に言及している。

「ジェンダー平等および女性と女の子のエンパワーメントの達成に向けた、公的生活における女性の完全かつ効果的な参加と意思決定、および暴力の撲滅」というテーマに焦点を当てた2021年の合意結論²⁰は、変革の担い手としての女の子とユース女性の貢献と、様々な状況における彼女たちの参加の必要性を認めている。

また、それらの機会を拡大する上でメンターが果たす役割も強調した:「委員会は、ユース女性が特に公的生活において存在感が薄いこと、そして彼女たちが広範な変化を訴え、特に構造的な不平等・気候変動・貧困に取り組む活動に参加しているにもかかわらず、自身に影響を及ぼす問題に関する協議から不平等に排除されていることを認識している」²¹。

女の子およびユース女性のエンパワーメントと参加への明確な言及は、HRC決議にもみられる: 2018年版の「あらゆる形態のVAWGの撲滅に向けた取り組みの加速化」に関する継続決議では、女の子やユース主導の組織への言及はなく、女性人権擁護者のみが言及された²²。

だが、2019年版には女の子やユース女性についての表現が序文に追加され、2021年版では「女性と女の子の人権擁護者」という表現が明記された²³。さらにここ数年では、あらゆる形態の差別とVAWGの撲滅に向けた闘いにおいて、女性と女の子は男性と男の子とともに「変革の担い手」として認められるようになった²⁴。

2023年版では、男性と男の子に関する言及が修正され、その闘いにおける「変革の担い手かつその受益者、ならびに戦略的パートナーかつ同盟者」という役割が記載された。これは重要な認識であり、ジェンダー平等の達成による男性と男の子の利益を認めるものである²⁵。

しかし、2023年版の決議では、女の子主導の組織への言及は維持されたが、女性と女の子の人権擁護者への言及は削除された。前進はまだ確実なものとは言えず、反人権的な動きが強いことは明白である。

「あらゆる形態のDAWGの撲滅」に関する継続的な決議(2018年/2019年/2020年/2022年)²⁶もまた、大きな前進を示すものであり、特に2022年の決議の採択において、女の子とユース女性の参加や活動に関する進歩的な表現が盛り込まれたことは、特筆すべきことである。

2022年版の決議では、交差性と交差性差別の広義に加え、「女の子とユース女性活動家」、そして公的生活への参加に対する暴力や嫌がらせなど、表現・結社・平和的集会の自由という権利に影響を与えるような特定の困難に直面する女の子の人権擁護者についても述べられている²⁷。

これにより各国政府は、女の子とユース女性が意思決定に参加する権利を有し、政府を含め誰もがその権利の行使を妨げることのないよう、措置を講じなければならないことを明言した。

決議には女の子とユース女性活動家が参加し、権利を行使できるような「安全で利用可能な空間」の創出と強化が提唱された²⁸。

❗ 女の子たちが参加し、彼女たち自身の経験を聞く機会は極めて重要である: 彼女たちの生活でどんなことが起きているかをもっともよく理解しているのは、彼女たち本人である。



女の子の権利強化に関するイベントの進行をするユース女性、スイス © Plan International / Enzo Mauro Tabet Cruz

4. 表現の重要性: 女の子に関する表現を制度に組み込む機会の増加

女の子や女の子の権利に関する表現の使用に関し、大きな前進が認められた。

UNGAでの議決やHRCとCSWの合意結論では、以前は「女性」または「子ども」のみに言及していたが、現在は「女性と女の子」と言及、あるいは「特に女の子」といった表現で「女の子」のみに言及するようになった²⁹。

進捗報告

- ☑ UNGAとHRCの文書では、教育を受ける権利・健康を享受する権利・差別を受けない権利・あらゆる形態の暴力の撲滅などの分野における、「女性と女の子」の特定の権利が、現在では頻繁に言及されている³⁰更に決議文において、今後も「女の子」という表現が「女性と女の子」という表現の一部としてとどまるならば、人身売買撲滅政策にジェンダー・年齢・多様性にも配慮する必要性はますます高まっていく³¹。
- ☑ HRC決議で、「女の子」という単独の集団への言及は増加してはいるものの、「女性と女の子」という表現に比べれば、その数は非常に少ない。
- ☑ UNGAが扱う女の子の権利の範囲は2018年～2023年の間に拡大し、女の子に関する具体的な表現が決議に多くみられるようになった。
- ☑ 2021年以降、CSW合意結論は、対象を絞り込んだ年齢別観察と提言によって、女の子の問題の可視性を高め、細かな違いを伝えるようになった。だが、それらの文書でもっともよく使用される表現は、実際には依然として、「女性と女の子」である。

CSW文書では、女の子は可視化されてきてはいるが、概して年齢特有の要素を欠き、大抵は女性に付随したものである。

特筆すべきは、2022年版で、「SRHに対する権利の尊重・保護・実現」という国家の義務に関する文中で、「思春期の女の子とユース女性」が明白に言及されていることである³³。

HRC決議の中には、「ユース女性」や「思春期の女の子」といった、具体的な年齢に言及する表現が増えているものもある。例えば、「あらゆる形態のDAWGの撲滅」に関する継続的な決議には、「思春期の女の子」や「ユース女性」の権利に関する先進的な表現がいくつか含まれている³²。

年齢に配慮した文書においては、地域性とも関連するCEFMUと貧困に対する思春期の女の子特有の脆弱性について述べられている部分などで、思春期の女の子への言及が見られる。これは、CEFMUに関するUNGAの合意決議でも同様である³⁴。

同決議における思春期の女の子に関する他の言及は、女の子が参加したり協議をしたりする権利、教育を受ける権利、SRHRを含む健康への権利、CSEを受ける権利などに関連したものである³⁵。

他のいくつかの機構の報告書を検証すると、例えばCEDAW委員会では、これまで常に「女性」という表現は女の子も含むと解釈されていたが、近年、その包含を、想定や推論ではなく、明確にするという意図的な変化がみられる。過去2回のGRでは、タイトルに「女の子」という表現が含まれた³⁷。

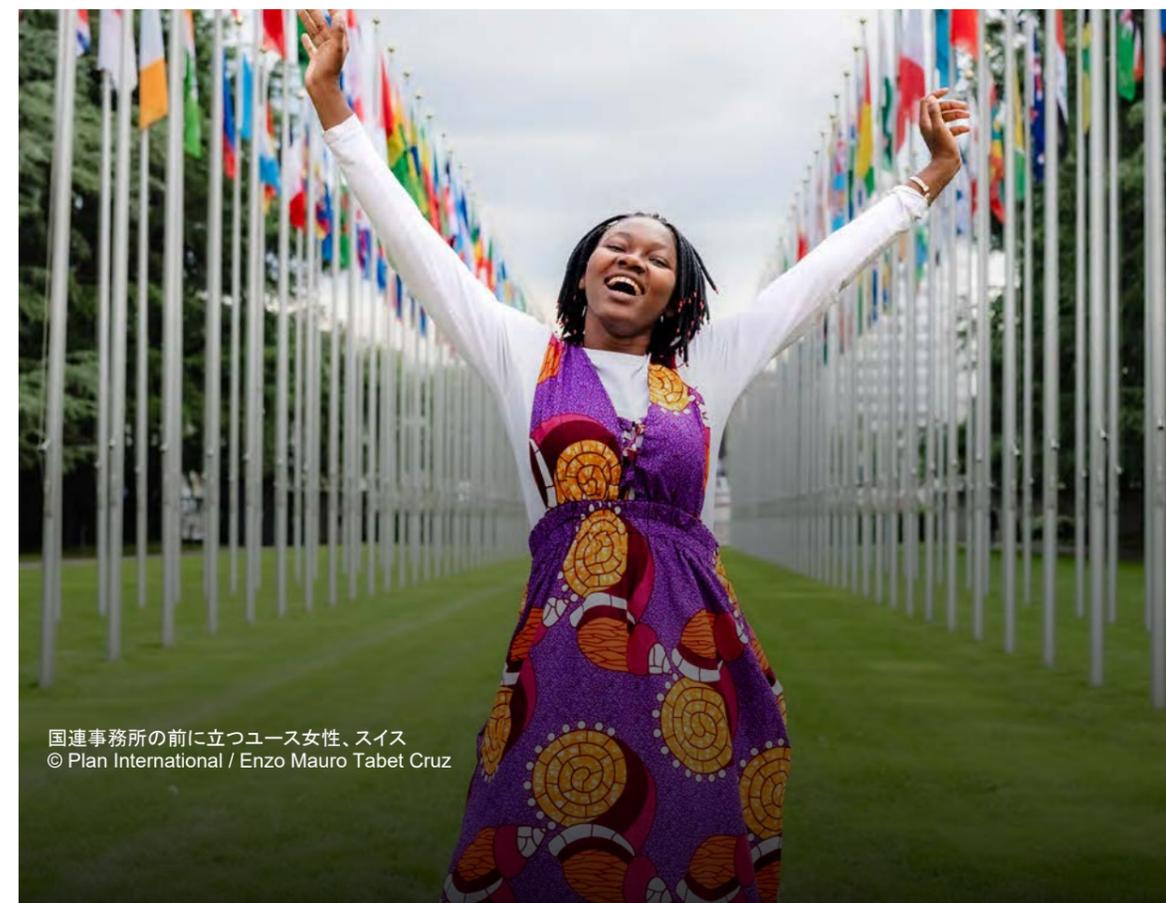
女の子の生涯における特定の段階に関する言及が乏しいとき、彼女たちは、年齢・特徴・状況の違いに依らず、大半が未定義で均質な集団としてみなされる。

これは、彼らの最終見解でも同様であり、近年は女の子に関して意図的な言及がされている³⁸。例えば、南アフリカの直近の定期国家審査に関する最終見解でのSRHRに関する議論で、「思春期の女の子とユース女性」が具体的に言及され、教育に関連した女の子へのGBVIに焦点が当てられた³⁹。

非交渉文書で、女の子や女の子の権利に関する明示的な表現が特に大幅に増加しているが、これは、表現の変更に関して議論の余地がさほどないことを考えれば、驚くことではない。2018年～2023年に発表された特別手続き報告書では、女の子の可視性が大幅に高まり、女の子の状況を説明する際に、意図的に専門用語を使用している報告書が増加したようである。

時にCEDAWは、教育について述べる際には、「女性」より先に「女の子」という言葉を置くこともある⁴⁰。そして、女の子の権利に関する記述の可視性の向上という点で、分析対象の報告期間中のUPRでは、女の子と女の子の権利に関する言及は一般的にみられ、188カ国がこのような表現を推奨する勧告を採択していることは特筆すべきである⁴¹。

❗ 任務保持者の特別手続き報告書では、「あらゆる女性と女の子」という表現が頻繁に使用されるようになってきた³⁶。



国連事務所の前に立つユース女性、スイス
© Plan International / Enzo Mauro Tabet Cruz

5. 女の子の生活の現実に向き合う: もっとも必要なところに変化を起こす

.....
 ニューヨークとジュネーブに拠点を置く多くの国連機関や機構の活動で、女の子の権利を考慮し、対応することに注力する動きが強まっている。

女の子への具体的な言及の増加や、UNGA・CSW・HRCによる、女の子と女の子の権利がもっとも頻りに考慮・対応される事項、すなわちSRHR・教育・CEFMU・FGMなどの有害な慣習に関する分析の深化がみられる。

進捗報告

- ☑ UNGA決議では、教育を受ける権利、健康を享受する権利、差別を受けない権利、あらゆる形態の暴力の撲滅など、女性と女の子のいくつかの特定の権利に関し、頻繁な言及がみられる。
- ☑ これは、UNGAの2年毎の合意決議の序文で言及される、「女の子」に関する人権問題の範囲の拡大にも表れている。「女の子」に関する様々な決議が、このように継続的になされるということは、女の子にとって権利の完全な実現に対する障壁が、あらゆる場面で存在することを示している。
- ☑ 2022年、「あらゆる形態のDAWGの撲滅」に関する継続的なHRC決議では、女の子とユース女性の参加や活動を具体的に取り上げるだけでなく、あまり取り上げられないテーマについても扱っており、それには、ステレオタイプや負の社会規範、ジェンダー規範による、女の子とユース女性への影響も含まれる⁴²。
- ☑ この決議は、広範な事柄に言及している唯一の決議であるが、様々な決議で言及されているデジタル・ジェンダー・ディバイドや、2019年以降独立した議題となっているスポーツにおけるDAWGは含まれていない⁴³。

❗ 近年、「女の子」に関するUNGAの2年毎の合意決議では、極度の貧困が、女の子を含む子どものニーズを満たし、権利を促進・保護する上での最大の障壁のひとつであると強調されている⁴⁴。

同決議はまた、有害な慣行、CEFMU、そして学業の支障となることの多い無償のケアワークの間に強い関連があることを明示し、それが女の子の機会をさらに制限していると指摘した⁴⁵。

女の子の可視性を高め、ソフトローによる保護を強化することで、人権問題の新しい分野においても、女の子の権利問題が含まれ、考慮されるようになってきた。例えば、2023年のケアとサポートに関するアジェンダに関する初のHRC決議でも、女の子への言及がある⁴⁶。

女の子が不平等に影響を受けている状況の検証は、デジタル環境における「あらゆる形態のVAWGの撲滅に向けた取り組みの加速化」⁴⁷に関するHRC決議や、女の子に関する決議におけるジェンダー・デジタル・ディバイドに関するUNGAの考察の中でも実施されている⁴⁸。また、女の子の権利は、公的生活への参加に付随した暴力および嫌がらせや、ジェンダー・ステレオタイプおよびネガティブな文化的/社会的規範などの事柄に関連させて検証される⁴⁹。

.....
2023年の女子教育に関するHRC決議は気候変動に焦点を当てており、HRCが女の子を初めて気候変動の影響を受ける権利保有者として具体的に特定した
 50。

女の子を権利保有者とみなす表現の増加により、国際政策の立案者による彼女たちの可視性が高まったことで、女の子に影響を及ぼす人権問題の調査を強化するきっかけとなった。また、これらの人権を適切に理解し認識した上で、それをどのように実現していくべきか、早急な検討が求められている。



司会進行役の女の子がメモを確認する、スイス
 © Plan International / Enzo Mauro Tabet Cruz

進捗報告

- ✓ 2018年10月、CEDAW委員会は、GR第37号で、気候変動下の災害リスク軽減に関して、ジェンダーの側面から初めて女の子への言及を行った⁵¹。これは、気候変動の影響を受ける権利保有者としての女の子一人一人の可視性を高めるだけでなく、これらの問題に取り組む国連機関や他の機構間の縦割り構造を打破するきっかけにもなった⁵²。
- ✓ その上、広義的な意味での女の子の人権問題を理解することの重要性を強調するのに貢献した。
- ✓ 他の条約機関でも、女の子の権利問題の可視化に向けた動きがみられる。例えば、CRPD委員会は、見過ごされがちな市民的・経済的な多くの権利に関連する女の子と女の子の権利について議論している⁵³。
- ✓ 2018年のHRCのGC第36号は、女性の権利について一貫性を持って論じており、特に一般的には市民的・政治的権利と関連して述べられることが少ない、中絶に関連するSRHRIについて詳細に概説している。ただしそれは、中絶反対派から寄せられた意見の量を考慮したものと思われる⁵⁴。



女性が外務省職員とスイスでの女の子の政治参加について会合する
© Plan International / Sven de Almeida

デジタル技術へのアクセス権は、女の子の権利の課題として認識が高まっている。

2021年のCSW合意結論は、ジェンダー・デジタル・ディバイドを埋める必要性を訴える一方で、前年度に指摘された通り、公的生活への「女性と女の子」双方の参加を促進する上で、デジタルリテラシーとテクノロジーへのアクセス権の必要性を明確に述べている。

CSWIは、「デジタルプラットフォームが、政策や政治に働きかけるための新たな戦略が策定される場、そして女性と女の子が公共生活に完全かつ効果的に参加する権利を行使できる公共の場となり得ることを認識している」⁵⁵。

同文書は、権利を主張する女の子やユース主導の組織の貢献を認め、また、女の子の主体性も認めている⁵⁶。

⚠ 国内避難や気候変動などの重要度を増している事柄に関しては、調査対象期間中において、女の子が特別手続きの任務保持者の活動を通して存在感を増していたが、検証によると表面的なものにとどまっている。

6. 異なる女の子の異なるニーズと平等な権利：女の子の交差するアイデンティティに対する認識の高まり

女の子の生活の異なる要素がどう重なり合い、相互作用し得るかを理解するのは、複雑で困難であるが、交差性という概念によって理解しやすくなる。例えば、VAWGに関するHRC決議は、交差性と交差性差別の多様な定義を明確にし、「年齢・ジェンダー・人種・民族性・先住民であること・宗教/信条・身体的/精神的健康・障害・法的地位・社会経済的立場および移民の立場」について論じている。

同決議は、「人種的・民族的少数派集団に属する女性と女の子、先住民の女性と女の子、アフリカ系女性と女の子、障害を持つ女性と女の子」を区分している⁵⁷。

同決議はまた、障害を持つ女性と女の子に対する差別に取り組むため、「年齢とジェンダーに配慮した」措置を取る必要性を訴えている：それによって女の子の生涯が丸ごと含まれる、大切な表現である⁵⁸。

⚠ 交差性とは、様々な形態の差別(年齢・ジェンダー・人種に基づくものなど)の影響が、組み合わせり・重なり合い・交差する複合的・累積的な状態を指す。

進捗報告

- ✓ 最近、女の子の権利を交差するアイデンティティの側面から包含し、対応する国際法・政策において、いくつかの前進が認められた：それらは先住民の権利、障害者の権利、地方の女の子の権利に関する言及に、もっとも顕著に表れている。
- ✓ 2022年、CEDAW委員会は先住民の女性と女の子の権利に関するGR第39号を公開した。交差するアイデンティティにより影響を受ける先住民の女の子の問題がここまで取り上げられたのは初めてだった⁵⁹。
- ✓ 障害を持つ女の子に関しては、CRPD委員会は一貫して障害を持つ女性と女の子の権利を認めており⁶⁰、障害を持つ子どもを含む障害を持つ人の参加に関するGC第7号にもそれが表れている。
- ✓ 地方の女の子に関して、UNGA・CSW・HRCはすべて、交差性に配慮している。
- ✓ 2023年、「女の子」に関するUNGA決議は、地方や遠隔地に住む女の子や障害を持つ女の子の教育・医療・栄養の享受を阻む障壁が高くなっていることを指摘し、彼女たちの権利を拡大した⁶¹。
- ✓ 2018年のCSW合意結論は、地方の女性と女の子の権利に特化したものであった⁶²。

また、HRCにおいて、交差性に関する言及の増加もみられ、従来の主体であった地方の女性と女の子や障害を持つ女性と女の子といった交差するアイデンティティ以外の要素も、交差するアイデンティティとして規定する決議案が増えている。

第3・4周期のUPR提言では、教育に関する多くの提言が示され、障害を持つ女の子や、地方コミュニティや紛争地域などの様々な状況下にいる女の子に関しても言及がされていた。

7. 変化を先導し、変化の中心となる: 女の子は単なる脆弱な被害者ではなく、変革の担い手であり権利保有者であるという認識の高まり

そして、女の子に対する私たちの認識の可視性が高まり、女の子は権利保有者・変革の担い手としてみなされるようになり、彼女たちの市民的・政治的権利への関心の高まりが見られ、この6年間で前進が認められた。

進捗報告

- ☑ 2022年のWG DAWGの報告書は、女の子とユース女性の活動に焦点を絞り、彼女たちが平等を獲得する上で直面する障壁と、それらの障壁に効果的に立ち向かう彼女たちの積極的な役割が強調されている⁶³。同報告書では、女の子は潜在的な「強力な先導者・変革の担い手」として認識されている⁶⁴。WG DAWGは、女の子とユース女性の活動に絞った報告書を出して、彼女たちの市民活動を真剣に捉えるべきだと主張している。同報告書は女の子やユース女性の活動が関わっている問題の多様さを示し、女の子の真剣な活動を軽視するような思い込みに挑戦している⁶⁵。
- ☑ 気候正義に関する2021年の報告書⁶⁶では、表現の自由に関するSRIは、気候変動対策活動での子どもとユースの役割を重視し、特に女の子とユース女性の活動を強調した。
- ☑ これらの非交渉のソフトロー承認の領域で見られるような前進は、交渉の場では進展が遅く、順調ではない。そこでは女の子の主体性と参加の権利を認めることは、不可能でないにしても大きな挑戦であり、反人権・反ジェンダー団体からの妨害が強まっている。

被害者ではなく活動家

2023年の女子教育に関するHRC決議は、女の子の可能性について、「強力な先導者であり、変革の担い手」と表現した⁶⁷。

同様に、CEFMUIに関するUNGA決議では、女の子を「自身の人生における変革の担い手」と明白に認めており、これはそれ以前に、参加に関する決議の議論で用いられていた弱い表現とは一線を画するものである⁶⁸。

「ジェンダー平等および、女性と女の子全員のエンパワメントの達成に向けた、公的生活における女性の完全かつ効果的な参加と意思決定、および暴力の撲滅」というテーマに絞った2021年の合意結論⁶⁹は、変革の担い手としての女の子とユース女性の貢献、様々な文脈における彼女たちの参加の必要性、そしてそれらの機会を拡大する上でのメンター役を認めている: 「委員会は、ユース女性が特に公的生活において存在感が薄く、彼女たちが広範な変化を訴え、特に構造的な不平等や気候変動、貧困に取り組む活動に参加してい

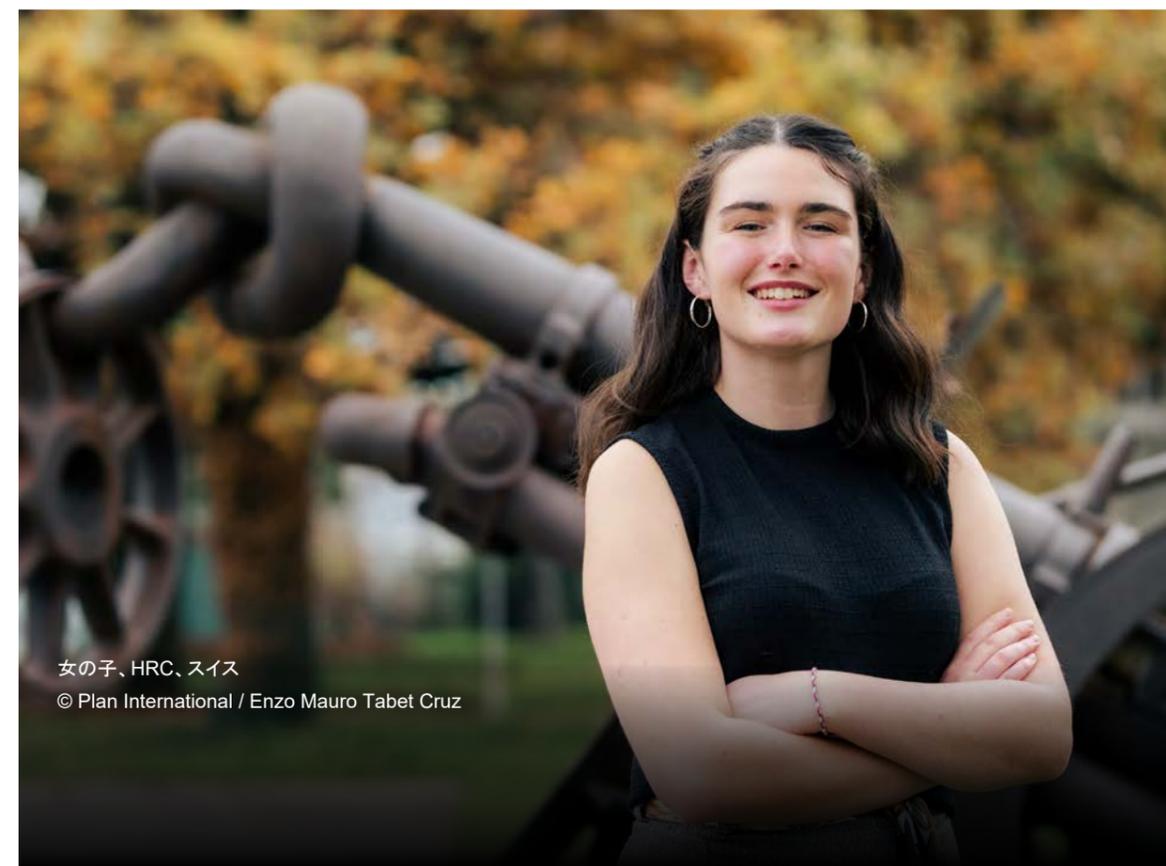
るにもかかわらず、彼女たち自身に影響を及ぼす問題に関する協議から不当に排除されていることを認識している」⁷⁰。

女の子とユース女性の可視性が高まり、彼女たちの権利を遅々とはあるが認める動きが起きていることは、皮肉にもそれらの事柄が頻繁に、反人権的議論や反ジェンダー団体の政治的戦場として利用される事態を招いている。

女の子の権利に関して、前進がみられた、特に扱いに注意を要する分野での反発があるということは、本報告書の次セクションに述べる通り、引き戻されることなく前進を続けるためには、エネルギーと資源を集中的に投入する必要があることを意味する。

「女の子とユース女性は、重大な世界的問題について、変化を求めて世界中で活動している。彼女たちは、社会正義・ジェンダー平等・持続可能な実現に向けた社会変革を目指す取り組みの最前線に立っている。家族・コミュニティ・社会全体に存在する、常態化したジェンダーに基づく差別やGBVが形成した、彼女たちに対する公的生活や政治参加への障壁にもかかわらず、あるいはその障壁があるがゆえに、彼女たちは活動している」。

WG DAWG, *Girls' and young women's activism*, 2022年、国連文書A/HRC/50/25、第8項



女の子、HRC、スイス
© Plan International / Enzo Mauro Tabet Cruz

未だに陰に隠れていないか

前セクションで示した通り、変化は明らかだが、それで十分なのか

2018年、プラン・インターナショナルの報告書「Girls Rights Are Human Rights」の主な調査結果は、女の子が女性と子どもの背後に隠れてしまい、結果的に国際法上ではほぼ不可視の状態にあるというものだった。女の子の可視性と権利の向上において、目覚ましい前進が頻りにみられる一方、上述の通り、2018年の調査結果の大部分には変化がみられていない。

年齢やジェンダーを考慮しない手法を使うことによって、女の子への対応が不十分な状態にとどまり、女の子や女の子の権利が不可視のままにされる様々なリスクが存在する。

1. ジェンダーや年齢を考慮しない手法は、ジェンダー・トランスフォーマティブで年代別の分析が十分に実施されない場合、女の子の不可視性を強化し得る。
2. 特定の権利に関して、女の子への言及を排除するために、特定のジェンダーや年齢に対する表現が使われることがある。
3. 「女の子」全員を均質な集団として扱うことは、一部の女の子を「不可視」にできる。
4. 女の子の複数の交差するアイデンティティに対する認識は高まってはいるものの、彼女たちの多様性が人権に与える影響を十分に配慮するまでには至っていない。
5. 女の子は皆、あらゆる人権を認められ、保護されなければならない。
6. 女の子の主体性と自律性を、政策立案者は未だに適切に反映できていない。



自身の声明を練るためのワークショップに参加する女の子たち、ネパール © Plan International

1. 私の権利も尊重して: ジェンダーや年齢を考慮しない姿勢は、女の子の可視性を低下しかねない

多くの場合女の子は、人権保護の主な対象とされてきた「女性」や「子ども」という言葉に統合されたり、暗黙のうちに含まれたりしている。

それは調査した国連文書の大部分に共通している。また、女の子は「女性と女の子」という表現の一部として「女性」の付加物に過ぎない場合も非常に多い。

進捗報告

- UPR提言では、女の子は通常、女性の副次的なものとして言及される。
- UNGAとHRCの決議は、女性と女の子が直面する困難について言及してはいるが、女性とは異なる女の子特有のニーズについては、省かれていることが多い。
- 「女の子」は、人生の異なる段階に立つ女の子についての有意義な議論がほとんど行われないうまま、未定義で一見均質な集団であり続けている。
- 特別手続き報告書の中には、「女性と女の子」などの表現の使用に一貫性がなく、彼女たちの特定のニーズとの関連性が認識できないものもあった。
- 特別手続きやCEDAW委員会などの条約機関またはSRSGは、通常より慎重な姿勢で臨むことがあり、「女性」または「子ども」には「女の子」が含まれることを明言している。ただしその場合でも、女の子に影響を及ぼす様々な形態の差別が具体的に取り上げられることはあまりない。

2018年、プラン・インターナショナルは、人権機関や国連機構が、特に女の子に影響を及ぼす問題の議論の際に、女の子を権利保有者として明示しなかったこと、また、女の子が直接かつ不平等に影響を受ける際に特定の年齢を対象とする表現を使用しなかったことに

対して、ただ単に女の子が被る様々な人権侵害に対する配慮が欠如していたためと考えることもできるが、女性の権利の弱い立場を維持したいという願望の表れだという疑いも拭いきれないということを認識した。正解は未だにわからないままである。



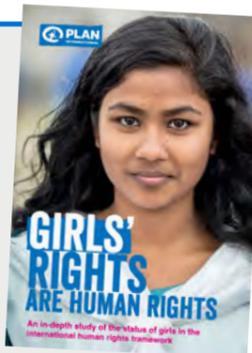
女の子の参加を阻む障壁に関するワークショップ、スイス © Plan International



「国際政策文書の大部分はジェンダーや年齢を考慮せず、女の子を「子ども」「思春期の若者」「ユース」「女性」といった一般的な分類に押し込めており、女の子の権利は、子どもや女性の権利の片隅に追いやられてしまっている」。

プラン・インターナショナル、Girls' rights are human rights、2017年、以下より入手可能:

plan-international.org/publications/girls-rights-are-human-rights/



ジェンダーを考慮しない方法とジェンダーに特化した方法という2つの方法は、ジェンダーに対応した分析とジェンダー・トランスフォーマティブな成果を保証するために、補完的に使用されるべきである。

人権問題により女の子が異なる影響を受ける場合、その違いは慎重に検証されるべきである。例えば:

- ❗ 女性の権利に関する事柄を扱う場合、ジェンダーに特化した事柄が可視化され続けるためには、CRC委員会が子どもの権利に基づく方法を適用する際にジェンダーを考慮しない場合、ジェンダーに配慮した分析を併用すべきである。
- ❗ 同様に、以前のCEDAW委員会は「女性」という表現を広範に用いており、年齢を考慮しない方法を適用しがちだったが、それは女の子とユース女性の年齢特有のニーズに十分に対応していなかった。
- ❗ 女の子を可視化するには、女性とは異なる、彼女たちの経験・ニーズ・受けてきた侵害を明らかにするための更なる取り組みが求められる。それにより、国際法が保障する保護の強化だけでなく、女の子の権利の実現を保証するために各国が果たすべき義務を具体的に示す可能となる。

例えばHRCでは、女性と女の子の人身売買に関する決議の一部で、「女性と子ども」という表現が使用されている。例えば、搾取や子どもの性的虐待コンテンツ、CEFMUのために通信技術が利用されることに関連した箇所などである⁷¹。

「子ども」という表現には、一般的に女の子も含まれているが、女の子が直面するジェンダーや年齢、多様性に関連する特有のリスクや、女の子がそのような差別に不平等にさらされていることが多いという認識が欠如している。

その結果、複数の交差性を保護するために必要な、具体的な方策が示されていない。

さらに、侵害がジェンダーに基づくものであると、直接的に認めている報告書もあるものの、子どもと武力紛争に関するSRSGの年次報告書では、提言を含め、ジェンダーを考慮しない「子ども」という言語が使用され

ている。この姿勢は、多様な特性を持つ子ども、特にノンバイナリーや多様なSOGIESCを持つ子どもの権利を認識する上で重要であるが、女の子が適切で十分な保護を保証されるためには、女の子特有の困難やニーズも特定されなければならない。

国際法におけるジェンダーを考慮しない表現は、通常ジェンダーや年齢によって形成される女の子の生活の現実に、十分な注意を払っていない。

社会的変革に焦点を当てた行動を実現するためには、国際法において女の子の権利とニーズが明確に認識され、対応されなければならない。



国連未来サミットに参加する代表団、アメリカ
© Plan International

2. なぜ私を外すの: 特定の権利に関連した女の子への言及を回避するための、ジェンダーや年齢に特化した表現の使用

「女性と女の子」という表現として女の子が含まれる場合には、特に交渉文書において、特定の権利に関して女性と女の子を区別する動きが顕著である。例えば、成人女性のみに関連するとCSWが認識していると思われる事柄(多くの経済的権利など)についての言及には、「女の子」という言葉は省かれている⁷²。これはCSWだけでなく、UNGAやHRCの決議でも同様である。

それらの省略には、労働者の権利に関する場合に、児童労働を容認しているという解釈を避けるためというように、明確な理由があるかもしれないが、そうでなければ女の子の能力に対する大人の想定に基づいて省略されたと考えられる。こういったことは、女性に重点を置いた、様々な参加形態・意思決定への関与・市民的/政治的権利の行使に関する議論において特に顕著である。

更なる
努力が
必要!

進捗報告

- ☑ HRC決議では、通常言及されるのは女性のみであり、完全・平等・効果的・有意義な参加についての明確な言及がある場合、女の子は除外されていることがほとんどである⁷³。
- ☑ 政策立案者が「女性と女の子」の参加の権利について議論したとしても、女性政治家や女性人権擁護者の保護のみを取り決めるだけである。
- ☑ 「[教育]は、女性と女の子の声・主体性・リーダーシップを強化する」といった、参加の権利を暗示的・間接的に言及する表現にのみ、女の子が表れている⁷⁴。

女の子の政治・公的生活への参加の問題は、女の子の権利というテーマの中でもっとも議論を呼ぶものの一つであり、特に反発の大きい分野でもある。

女の子とユース女性は、それらの制度の中で変革の担い手になれず、積極的な参加もできないまま、ジェンダーや年齢を考慮しない政策を押し付けられることが多い。

それらの制度は、彼女たちの生活に多大な影響を及ぼすが、彼女たちの有意義な参加を確保し、彼女たちの特定のニーズや意向を考慮して策定されることはほぼない⁷⁵。

CEDAW委員会は「全面的な」女性の定義を提示した。その定義には女の子も含まれており、提言の対象に女性だけが記される場合もあるが、女性とは区別されて女の子が記される場合もある。

一方、CEDAW委員会が一部の分野で女の子を明確に区別して含めたことは、結果的に他の分野の権利から女の子を間接的に排除することになってしまった。

例えば、地方の女性に関する提言では、仕事・リーダーシップ・財産についての箇所では女の子が省かれている一方で、気候変動政策への参加については彼女たちも含まれており、一貫性がない。

UNGAやHRCの決議の中には、「ユース女性」や「思春期の女の子」といった言葉が時折使用されるものもあり、年齢に配慮した表現がみられるが⁷⁶、ただし、このように女の子たちの中でも特定のグループ(年齢層)に注目するケースは非常にまれであり、その背景には決議の文脈や扱われている問題の内容が深く関わっている。年齢に配慮した表現は、もっとも扱いに注意を要し、政治的緊張を孕む、例えばSRHRに関するような決議の交渉時に盛り込まれる傾向がある。



HRCの女の子の権利の強化に関するプランの特別イベント、スイス
© Plan International / Enzo Mauro Tabet Cruz

3. 違いを認識して:「女の子」全員を均質な集団として扱うことで、一部の女の子や女の子の権利問題が不可視化されるリスクがある

女性と女の子は均質な集団ではない: 彼女たちの生活や困難、機会は、年齢・人種・民族性・階級・障害・先住民・地方性・多様なSOGIESCなど、彼女たちのアイデンティティの他の側面により大きく異なる可能性がある。

進捗報告

- ☑ CEDAW委員会や特別手続きなど、一部の国連人権機関では、明確に「女性」という用語が「女の子」も含むとして認識・定義されている。これは必ずしも国際人権法の下で女の子に保障されている保護を弱めるわけではないが、女の子のアイデンティティや経験の多様性を認識してはいない。
- ☑ 「女性」という用語に「女の子」を含めるという考え方は、女の子を権利保有者とし、それらの問題が女の子に具体的にどんな影響を及ぼして、国家が義務を果し、女の子の権利を実現するためにどうすべきか、という点について議論・発展させる機会を逃すことになる。このことは、女の子の権利の有意義な議論にとって極めて大きな意味を持ち、それらの議論を実現するために、国連の機関や機構全体を通じて徹底的な分析をしなければならない。
- ☑ 「女の子」という言葉が使用される場合でも、国連の人権文書の大部分では、女の子を均一な集団として表現しており、一部の交差するアイデンティティ(障害を持つ女の子や地方の女の子などが、他のアイデンティティ(先住民の女の子など)よりも多く言及されているため、可視性が低くなってしまっている女の子もいる。
- ☑ 特別手続き報告書の検証で、「女の子」という言葉を使用しているからというだけで、彼女たちの可視性が高まるわけではないことが判明した。事実、女の子の権利をもっとも可視化した特別手続き報告書は、決して女の子に関する言及も一番多いというわけではなく、代わりにその表現を文脈化し、議論された事柄の文脈における女の子と女の子の権利が何を意味するかを明らかにしたものであった。

更なる
努力が
必要!

女の子を均質な被害者と位置づけ、彼女たちを「女の子」または「子ども」とだけ常に指すことは、異なる年齢や地理的・民族性・社会的背景・他のアイデンティティを持つ女の子のニーズや能力が全く異なるという事実を軽視することになる。

このように、女の子のアイデンティティや経験における多様性が、人権基準の検討・策定へ確実に反映されるためには、彼女たちの生活・アイデンティティ・特性における交差や相違について、深い理解が要求される。

その理解が達成され、有意義なものとなるためには、女の子に関する細分化されたデータの収集を強化するための、本調査のプロセスと国連の機構全体を通して出された提言が必要である。

女性に関する既存のデータだけでは女の子のニーズを理解するには明らかに不十分である。また、女の子の不可視性を克服するためにも、女の子の交差するアイデンティティや経験に関するより多くのデータが必要である。

特別手続き報告書の中には、例えば、気候変動が特に女性や子供に及ぼす影響についてなど、細分化されたデータの必要性和、移住・避難・障害・先住民であることなどの交差する要因を考慮する必要性を指摘したものもあった⁷⁷。これによって、気候変動に関連して女の子の権利を分析する際に、深い考察や緻密さ、具体性をもって実施できるようになり、また上記の事柄に高い可視性をもたらし得る。



HRCで楽しむ女の子たち、スイス
© Plan International / Enzo Mauro Tabet Cruz



4. 「女の子」とひとくくりにはできない: 複数に交差する女の子のアイデンティティに対する認識は不十分である

交渉・非交渉文書で使用される表現は、遅々とした歩みではあるが、確実に改善され、女の子の多様で交差するアイデンティティを反映してきている。

❗ 「女の子」という表現ではなく、「多様な女の子」という表現が一般的になりつつある⁷⁸。

進捗報告

- ☑ 交差性差別の存在を認識していながら、国連の機関や機構は、女の子のアイデンティティと経験の交差性に対する有意義な検証を行っておらず、女の子の多様性および交差するアイデンティティの幅広さと全体像が不可視化されてしまっている。
- ☑ 子どもの権利問題を論じる際に、交差性の視点が用いられるが、国連のほとんどの機関において、交差性が個人によって異なる結果をもたらすことに着目した考察が欠けている。
- ☑ 女性や女の子が直面する差別の交差的な形について、決議文の中で説明されることがある。そこでは、異なる属性が交わることで差別が深刻になることが明確に述べられている。しかし実際には、こうした交差的なアイデンティティがそれ以上深く掘り下げられることはほとんどない。それらが詳細に議論される場合、特に条約機関の場合、地方の女性と女の子や障害を持つ女の子といった一部のアイデンティティのみが常に認識され、人種や民族性などの少数派に属する女性と女の子への言及は未だ少ないのが現状である。
- ☑ 多様なSOGIESCへの限定的な言及は、レズビアン・バイセクシュアル・トランスジェンダー・クィアの女の子の可視性を徐々に奪っている。

更なる
努力が
必要!

例えば、対象期間中のCSWの交差性に関する議論で、ジェンダー多様性を持つ女性と女の子への明確な言及は認められず、単に交差性を経験する集団を羅列した中に「その他の立場」という包括的な区分を設け、それぞれの解釈に委ねるにとどまっている。

性的指向および/または性自認に基づく差別に言及したUPR勧告は、わずか5件(1.4%)である。この少なさはLGBTQI+の女の子と彼女たちが遭遇し得る差別の数にも反映されており、国連の機構におけるSOGIESC問題への意識の低さを反映している。特定の差別形態により「不平等に影響を受ける」集団がい

るということを認識するだけでは、それらの集団を包摂・保護するよう国際人権法の適用範囲を有意義に拡大するには不十分である。

交差性の認識が議論の終わりであってはならず、むしろ、国際法による最大限の保護が保証されるよう、様々な集団の特性を基に、国連のあらゆる活動を拡大するための出発点となるべきである。

5. すべての領域で: 女の子は、あらゆる人権を認められ、保護されなければならない

女の子の権利は、差別や暴力などの特定のテーマに限定されている、あるいは限定されるべきであるとされることが多く、女の子に影響を及ぼす広範な人権問題は、しばしば軽視され、対処が不十分である。あらゆる権利が明確になり、擁護されない限り、彼女たちの自身の権利の完全な享受は実現しな

い。女の子自身や彼女たちの懸念事項は、ある種の権利を検討する際に可視性を欠くことがある。特に、リソースが反人権・反ジェンダーの動きの中心にある問題に費やされる場合には、その傾向が顕著である。

進捗報告

- ☑ 女の子が、財産や社会保護に関する権利などの社会的経済的権利に関連して言及されることはほぼない。HRC決議では、それらの権利は女性に関連してのみ認められている。
- ☑ 同様に、住宅・水と衛生設備・栄養などの社会的経済的権利も、UPRで女の子の権利として取り上げられることはほぼない。
- ☑ CAT委員会・CERD委員会・強制失踪委員会・人権委員会でのGCIには、女の子に言及していないものがある。それらの条約機関による女の子の権利への言及の欠如は、女性と子どもが押し込まれてきた縦割り構造を強化するものである。

更なる
努力が
必要!

教育・SRHR・非暴力という最優先課題もまた、強い反発を受けており、市民社会のアドボケイトは、それらの優先課題の関連分野における女の子の権利を擁護するために、膨大な時間と資源を費やしている。一方で、あらゆる人権に対して包括的な取り組みが行われているわけではない。

特定の人権問題と女の子との関連性や、それらが女の子の権利に与える影響が、常に国連の機構において、完全に理解・調査・対処されているとは言え

ない。そのため、女の子の権利について調査する際に必要な配慮が欠けていることもある。例えば、女性と女の子に特化したHRCの決議は、主に暴力と差別というテーマを扱い、暴力と差別に関する事項が、他の権利を犠牲にしてでも最優先とされている。

女の子が権利保有者として明確に認識されている権利(教育・SRHR・非暴力)と、女の子の権利が依然、考慮も明確化もされていない分野との間には、大きな隔たりがある。

6. 被害者ではなく擁護者である: 女の子の主体性・自律性は未だ十分に実現されていない

WG DAWG⁷⁹の活動が示すように、女の子を変革の担い手・自律した権利保有者として強化し続けるために、更なる努力が求められる。女の子の自律性・主体性・リーダーとしての可能性に対する反発は、多くの国連機構の中で、女の子に対する認識の仕方を狭めてきた。

暴力などの問題、教育や健康の領域における女の子への負の影響の偏り、女の子の参加権承認をめぐる論争などに関心が集中することにより、女の子は無力な犠牲者であるという認識が意図せずとも強くなってしまふ危険性がしばしばある。こうした言葉づかいは、女の子は脆弱で無力な存在であるという根強い認識に基づき、暴力に強く焦点が当てられる背景をよく表している。つまり、女の子たちを本来の「権利を持つ主体」としてではなく、「守られるべきだけの存在」として

見てしまうのだ。国連の加盟国での女の子の参加承認に対する反人権・反ジェンダーの動きは、女の子は無力であるという偏見を強化させている。

ジェンダー不平等を効果的に解消するには、女の子に対する差別や暴力の撲滅のための闘いを続けると同時に、彼女たちの参加を促し、彼女たちを自律した変革の担い手としてエンパワーメントすることが必要である。2024年の未来サミットに先行して開催した参加型ワークショップなど、子どもとユースの参加に関するプラン・インターナショナルの重要な取り組みは、この好例である。

進捗報告

- 特別手続きの報告分析から、特に性とジェンダーに基づく暴力(SGBV)に関して、女の子が主に「脆弱性」というフィルターを通して認識され続けていることが判明した。
- 同様に、少数派の女性と女の子への暴力に関して論じているUPR提言で、障害を持つ女性と女の子に言及する際に、彼女たちを「脆弱」と表現しているものもいくつかみられる。
- UNGA決議に女の子に関する事項がある場合、その大部分は暴力や差別に関するものであり、現状打開のために彼女たちの声を反映させようとする、反人権派は彼女たちの排除をしようとする。

更なる
努力が
必要!



女の子たち、CSWのセッション、アメリカ
© Plan International / Joel Sheakoski



報告書全編とGirls Pact for the Futureは、以下を参考のこと:
plan-international.org/girls-pact

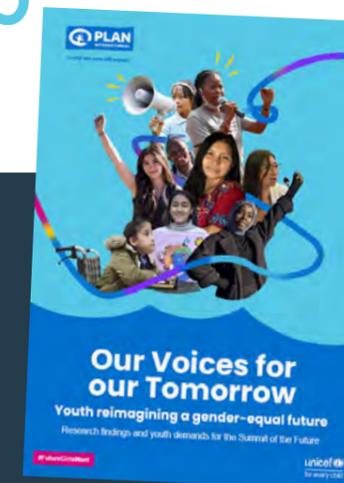
私たちの明日への声

本報告書は、ジェンダー平等で包摂的な未来に向けたユースの考え・懸念・提案・展望・提言をまとめたものである。本報告書は、ジェンダー平等で明るい未来を皆が享受するために、どんな具体的な行動が可能なのか、新たな証拠や情報に基づいた議論の基盤を提供している。

プラン・インターナショナルは、2024年の国連未来サミットで、思春期の女の子とユースの声を力強く明確に示せるよう、世界各地の約35か国を代表する100人以上のユースに、参加型ワークショップとオンライン調査を実施した。

本調査の全体的な目的は、議論の主体をユースとして、未来の世界を創造するためのジェンダー・トランスフォーメティブ・アプローチの重要性を訴えることである。

本調査を通じて、思春期の女の子とユースは、世界の現状に対する懸念を共有し、ジェンダー平等となるような未来を展望し、その実現に向けた明確で実行可能な提言を政策立案者に提示する、Girl's Pact for the Futureを策定した。



「気がつけば、私は将来たどり着きたいと夢見ていた場所に立っていました。でも、私がそこで見たのは、単なる個人の願望を上回るものでした。それはジェンダーをはるかに超えたもので、つまり人間性だったのです。一人一人の中にある栄光の可能性を垣間見たのです。この現実には、既存の障壁を打ち破り、未来に花開く無限の機会への道を切り開くための私たちの集団的努力の結果として、私にもたらされたのです」。

Azoo⁸⁰、21歳、女性、南アジア、ワークショップ

「私の未来は、今私が発する言葉で決まるのです。どうか、ユースとしての私たちの声に耳を傾けてください。今日の決断が、明日の私たちの生活に影響を与えるのですから」。

Furaha、16歳、女性、サハラ以南アフリカ

一步前進して二歩後退: 反人権・反ジェンダーの動き

女の子の権利の向上を前進させ、近年の成果を維持し続けるために、油断せず、強固に連携し、十分なリソースを確保することが大切である。

.....
反人権的な動きが勢いを増しており、多くの危機的な状況が生まれている。過去10年間で、人権コミュニティは、人権、特にジェンダーの権利・SRHR・LGBTQIA+の権利の分野で実現した、いくつかの重要な進歩に対する反発に遭い、国際人権法の策定と実施における、多様性への包括的な対応に反発する動きの増加をみた。
.....

「反人権」「反ジェンダー」アクターの複雑で進化するネットワークは、国内政治の場だけでなく、国際的にも影響力を一段と強めている⁸¹。こうした動きは、国連人権制度の調査員やアドボケイト⁸²、特別手続きを含む国連専門家⁸³、そしてHRCの加盟国⁸⁴によって調査され認知されている。

複数の特別手続き報告書に、ジェンダー多様性を反映した広範で包摂的な表現の使用に対する、超保守的国家と非国家アクターによる組織的で資金力に支えられた反発に関する言及がある。これは、女の子の権利とジェンダー平等を推進する上で、今後の主要な困難の1つであると認識されている⁸⁵。



代表団、国連未来サミット、アメリカ
© Plan International



「こういった動きは、家族や社会での男女の役割に対するステレオタイプな認識を強化し、女性と女の子の生活の多くの面で、彼女たちの選択肢や可能性を制限しようとする、様々な国内的、国際的な同盟関係を形成した。そして、「ジェンダー」という言葉を、「伝統的な家族像」や「家庭の価値」を破壊するための「思想的植民地化」の道具だとして、攻撃してきた。(...)結果として世界的に、SRHに関する包括的教育への反発の高まり、メディアでの女性嫌悪的な発言の常態化、公共での反ジェンダー的言説の増加が見られる。女性と女の子の人権擁護者への攻撃なども見られ、時には高い地位の政治家によるものもある。

WG DAWG, *Escalating backlash against gender equality and urgency of reaffirming substantive equality and the human rights of women and girls: Report of the Working Group on discrimination against women and Girls*, 2024年5月15日、UN Doc. AIHRC/56/51、第15項

.....
2024年初頭、WG DAWGは、彼女たちのからだの自己決定権に対する攻撃や、保護者による彼女たちに対する父権的な支配を守ろうとする動きなど、女性と女の子の権利が直面している反発に関する報告書を公開した⁸⁶。
.....

この反発は、国連機構全体、特に交渉文書にて確認が可能であり、一部の加盟国においては、既存の法的保証を骨抜きにし、保護の実行力を弱めるような曖昧な法的用語の採用が推進されている。2022年、プラン・インターナショナルは、「Global Advocacy Strategy 2022-2027」の中で、既にこの問題への迅速な対応の必要性を訴えていた。

「女の子の中核的な権利問題、特にSRHRは、それらの動きの標的とされ、世界中で反発が一層厳しくなり、CSEの推進・避妊の利用・安全な中絶の利用・女の子/ユース女性/ジェンダー・ノンコンフォーミングの人々の全般的な権利などの前進が阻害されている。つまり、プラン・インターナショナルのような組織がこれらの事項に関して踏み込んだ活動を展開することは、個人および組織に対する重大な影響やリスクの上昇を意味し、活動に対する認知や資金援助は、ほぼ皆無なのだ」。

プラン・インターナショナル、*Global Advocacy Strategy 2022-2027*、2022年、以下より入手可能: plan-international.org/publications/global-advocacy-strategy/



反発の影響は様々な事項で認められ、反人権活動家は多種多様な戦術を講じており、これまで女の子の権利やジェンダー平等にとって望ましかった環境が、今は変化に対して不寛容になってきている。

本調査で判明した反人権・反ジェンダー集団が影響を、特に女の子の権利に与える手段は以下の通りである：

1. 中核的な女の子の権利の問題への攻撃
2. 言語表現が政治的に利用されている
3. 進展はしているが、慎重さが必要とされている
4. 女の子の権利を擁護・保護・維持・前進するための支援の必要性

1. 「家庭の価値観」の奨励: 女の子の権利に関する中核的要素が標的に

中核的な女の子の権利問題、特にSRHRは、そういった集団の標的とされ、世界中の反発は厳しさを増している。CSEの推進、避妊の利用、安全な中絶、そして女の子やユース女性、ジェンダー・ノンコンフォーミングに属する人々の全般的な権利などの前進が阻害されている。

反人権・反ジェンダー集団は、女の子の権利擁護の中心にある重要な問題に焦点を当て、反発している。

❗ 最近の交渉文書、特にUNGAやHRCの決議では、女の子の権利に対する継続的な反発を反映するような表現が、明らかに増加している。

これらの動きは、「保守的な立場の関係者が、人権に関する既存の規範や基準、特にGBVや子どもの権利の分野と対立する、並行的な(もう一つの)人権体系を構築し、制度化しようとする試みであると指摘されている⁸⁷。

反発の動き

- ✓ 反人権・反ジェンダー集団は、「家庭を守る」ため、家族そのものを権利保有者として確立させようとし、「親の権利」という新たな区分を構築し⁸⁸、「子どもの権利よりも親の権威を優先」⁸⁹しようと試みている。
- ✓ これは、特にSRHRとCSEの分野で、女の子の自律性と意思決定能力を弱め、失わせることを狙ったものである。反人権・反ジェンダー集団は、「CSEは「親の権利」を侵害し、子どもに有害で、教育ではなく思想的教化である」と主張している⁹⁰。
- ✓ HRCでは、女の子の権利問題でもっともデリケートなテーマを含む主要なテーマを標的に、組織的に一貫した反発が非常に多くみられる。それらのテーマとは、ジェンダー多様性・SRHR(特にCSEや安全な中絶に関する事項)・家族の役割/権利・女性と女の子の主体性と自律性・彼女たちの完全かつ有意義な参加などである。

国連事務所の前に立つユース代表団、スイス
© Plan International / Antoine Tardy

代表団、国連未来サミット、アメリカ
© Plan International

反人権・反ジェンダー集団の活動の結果、HRC決議での女の子の権利に関する言及がいくつか削除された。例えば、「あらゆる形態のDAWGの撲滅」に関する決議の2020年と2022年の改訂版で、CSEへの言及が常に攻撃対象となり、その概念の完全削除、または表現の大幅な修正を求める声が上がった。CSEへの言及(下記で強調表示)の削除を求める国もあり、保護者

や法的後見人が「文化的背景」に基づき、人間関係や性に関する知識を授けるべきであると主張した。

採択された文面

A/HRC/50/L.18

すべての人権の促進および保護 - 市民的、政治的、経済的、社会的および文化的権利を含む、開発の権利(2022年)

「教育現場やコミュニティ、メディアやオンラインで、ジェンダーに基づく差別の根本原因や家庭内暴力を含むSGBVの防止など、女性と女の子の権利に関するカリキュラムを教員研修課程に導入し、男性と男の子も参加した長期的な啓発活動を推進すること、また、実態に基づくCSEの普及を保証すること;」

CSEへの言及を差し替えるために提案されたが、却下された修正案の文言

A/HRC/50/L.39

発達する権利を含む、あらゆる人権および市民的・政治的・経済的・社会的・文化的権利の促進と保護(2022年)

「[...]家庭内暴力の問題を含む、教育での長期的な啓発活動の推進、および科学的正確性と年齢に適した文化的背景に即した教育の普遍的な享受を保証し、思春期の女の子と男の子、ユース女性と男性に、学内外で、彼らの発達に即したSRH・HIV予防・ジェンダー平等・女性のエンパワメント・人権・身体的/心理的発達と二次性徴・男女間のパワーバランスに関する情報を提供し、自尊心を育み、情報に基づく意思決定・コミュニケーション・リスク軽減スキルを習得させ、ユース・保護者/法的後見人・教育者・医療従事者が緊密に連携し、互いに尊重し合う関係を築くことができるようにする;」

女の子の権利に関する決議を骨抜きにしようとする動きは、女性・女の子・子どもの権利に関するテーマの採決時における、特定の国による修正案にもみられる。例えば、2023年の第54回HRC会期にて、「回避可能な妊産婦死亡・罹病と人権」に関する決議の審議中、複数の国がSRHRへの言及を「SRHを含むがそれに限定されない、実現可能な最高水準の身体的・精神的健康の享受への権利」との表現に差し替えて、SRHRへの言及を曖昧にしようと試みた。

この変更は、SRHRへの重きを最小限に抑えることを狙ったものであった。CSEに対する攻撃も行われ、修正案ではその完全削除が要求された。

2024年の第55回HRCでは、「子どもの権利:子どもの権利の実現と包括的な社会的保護」に関する決議が審議されたが、この決議にはいくつかのセンシティブなテーマに関する修正案が提出された。たとえば、SRHRに関しては、子どもが性と生殖に関する健康を享受する権利に関する表現から、「性と生殖に関する」という語を「健康」の前から削除しようとする修正案、あるいはその権利に関する言及全体を削除しようとする修正案が提出された。しかし、これらの修正案は採決の結果、否決された。また、「子どもの能力発達に合わせ」という表現を「子どもの年齢と成熟度に合わせ」や「年齢と成熟度に合わせた子どもの意見の適切な考慮」という表現に変えることにより、参加に関する文言の骨抜き化も試みられた。全文章から「子どもの自律性」という文言の全面削除を求める声もあった。これらは、2023年の「子どもの権利」に関するUNGA決議でも明らかであった。

「家族の権利」という言葉の追加は、「子どもの権利」が保障する保護を骨抜きにし、権利保有者としての女の子の自律性を弱め、保護者/家族を権利保有者として認識させようとする反ジェンダー集団の戦略によるものである。

それらの反発の主な表れの一つは、子どもの意思決定、特に女の子のからだの自己決定権の権利の制限に関し、保護者の役割を強化する試みである。CSEに対する攻撃はしばしば、SRHRの教育や情報の享受に保護者の関与を求めるという形で現れる。2023年のUNGA決議の大半は、CSEが拡大され、「(思春期の女の子と男の子、ユース女性と男性の)能力発達に適合する」ことを保証するという2018年版の表現を引き継いでいる。両文書は、「保護者や法的後見人による適切な指導と助言のもと、子どもの最大利益の享受を第一に考え」という文章を添えて、保護者の役割も強調している⁹¹。



ユース女性、国連未来サミット、アメリカ © Plan International



女の子、国連未来サミット、アメリカ
© Plan International

年齢が考慮され、女の子の年齢が思春期やユース女性という形で特定されていることは評価できるが、SRHR・ジェンダー平等・女性のエンパワーメントに関する情報入手における保護者や後見人の役割と権利が強調されているのは、反人権・反ジェンダー集団が仕向けたものである。さらに、2018年～2023年の間、表現に変化や改善がなかったことも、この継続的な反発の影響であり、交渉担当者にとって、進歩的な表現を盛り込むことが依然として困難であることを示している可能性がある。

参加を重視する子どもの権利に基づく方法に対する攻撃も明らかであり、その表現を「子どもの権利の観点から」と差し替えて、削除するよう求める声もあった。

これらは、特定の義務や責任を課す国際人権法によって確立された概念ではない。各国は「家族重視」の政策への言及を盛り込むため、「家族の権利」に関する表現を増やし、子どもの権利の行使に関して指導と助言を与える責任を持つ存在であるとして、保護者の権利と義務を明記するよう求める修正案を提出した。

これらすべての修正案は、決議投票前に撤回されたか、会期中に否決され、元の決議案が無投票で可決された。反ジェンダー集団が用いたこれらの戦術は、子どもと女の子の権利の特定分野での進歩を脅かす方法の一例であり、現状維持のために必要な努力が増大していることを示している。

2. 言論の争い: 表現が巧みに操られている

女の子の可視性の向上と本格的な参加により、新たな問題が生じた: ノンバイナリーやジェンダー・ノンコンフォーミングの人を包摂する表現の対立軸として、女の子の権利に関する表現を位置づけることである。

「女性と女の子」という概念が都合よく利用され、多様なSOGIESCを持つ人びとの排除と女性・子ども・女の子の権利運動の間の対立が意図的に生み出された。

HRCでは、多様性を包摂する(ただし、ノンバイナリーを含む多様な性自認を持つ人びとの存在を明確にしない)方法として、議論の元となるような性別二元論的な表現を避け、ジェンダーに特化した表現ではなく、「子ども」という言葉の使用を優先させるという、子どもの権利擁護者による動きがあり、それは予想の範囲内のものである。

❗ 女の子の平等とは、あらゆる女の子の平等を意味する。

反発の動き

- ☑ 「女の子」や「女性と女の子」といったジェンダーに特化した表現が使われる場合、反人権・反ジェンダー集団は概して性別二元論の強化のために「男の子」や「男性と男の子」に関する記載を要求する。
- ☑ 「女性と女の子の権利」は、LGBTQIA+とSOGIESCの取り組みと対立するものとして紹介されてきた。例えば、トランス女性は、女性らしさや女性と女の子に対する脅威として扱われている: 「広義の「生物学的性別に基づく権利」と「ジェンダー・クリティカル」の活動の一部であり、女性であることの新たな狭義の確立を目指すものである」⁹²。



国家評議会の議長にインタビューするユース女性、スイス
© Plan International / Sven de Almeida

近年、反ジェンダーや所謂ジェンダーイデオロギー信奉者との闘いは激化しており、そのため両者のどちらかを犠牲にして他方を強化するのではなく、進歩的かつ包摂的な表現を採り入れることで両者を尊重し、バランスを取るよう求められているアドボケイトにとって、難題となっている。結果、既存の文言の維持さえも容易ではなくなり、また、その文言がトランスジェンダーやノンバイナリーの人びとの権利の剥奪・制限に利用されている場合の特定も困難となっている。

例えば、2020年と2022年に、「あらゆる形態のDAWGの撲滅」に関するHRC決議に、差別に関して「ジェンダー」という言葉を「性別」に置き換えて削除するという修正案が提出された⁹³。これは、ジェンダー的表現は「思想的植民地化」であるという主張や、性別二元論を可能な限り保持しようとするトランスフォビア勢力による現在の反発の動きの表れであろう⁹⁴。

「ジェンダー」という言葉の排除は、文書を生物学的に決定論的で二元的なアイデンティティ解釈に偏向したものにし、性別二元論に当てはまらない/ジェンダーニュートラルなアイデンティティを犠牲にして、トランスジェンダーの女性や女の子の保護を害することになる。

「多様な性的指向、性自認、性表現、性特性を持つ人びと(SOGIESC)に関する意見書」⁹⁵に則り、プラン・インターナショナルは、ジェンダー平等と多様なSOGIESCの包摂は両立すると考える。ジェンダー平等と女の子の権利は、すべての子どもとユースの権利を実現するための重要な枠組みである。



以下より入手可能:
plan-international.org/publications/sogiesc-policy-position/



プラン・インターナショナルの、多様な性的指向、性自認、性表現、性特性を持つ人びと(SOGIESC)に関する意見書

ジェンダー平等と多様なSOGIESCの包摂に向けた私たちの活動は、相互に補完・強化し合うものであり、ジェンダー・トランスフォーマティブな変化に向かって進んでいる。

ジェンダー平等と女の子の権利は、多様なSOGIESCを持つ子どもとユースを含む、すべての子どもとユースの権利の実現のための重要な枠組みであると認識している。

人種差別・帝国主義・障害者差別などの、複数の交差する構造的不平等にさらされている、多様なSOGIESCを持つ子どもとユースとの協力は、プラン・インターナショナルがSDGsへの誓いとした「誰一人取り残さず、もっとも後れている人びとに最初に手を差し伸べる」の達成に寄与するだろう。



ユース代表団と引率者の写真撮影、スイス
 © Plan International / Enzo Mauro Tabet Cruz

3. 情勢の変化: 慎重に前進は抑制される

文言が改悪されたり、反人権・反ジェンダー集団が極度に単純化した表現への修正を求めたりすることは、あまりない。

むしろ交渉の場は、起草者や決議案の支持者が反発を予測し、それに合わせていくような状況に陥っており、特にデリケートな問題に関しては、もっとも進歩的な表現は採用しないという駆け引きが展開されている。

例えば、「あらゆる形態のDAWGの廃絶」に関する決議に対するHRC議論では、既存の表現の水準を下げる試みがみられ、それほど進歩的な表現というわけではないものに関しても、女の子の権利の維持のために国連外交官が神経をとがらせていることがわかる⁹⁶。事実、本調査のために実施されたFGDでは参加者が、外交官が現状維持のために費やしている膨大な努力を憂慮しており、それは女の子の権利を前進させるために新しく進歩的な表現を導入する機会を奪っていると指摘した。

❗ 進歩的な表現の使用が中断されることで、主要分野での交渉の余地が生じ、一部の女の子の権利が後退する恐れが出てくる。

近年、前進がみられた一方、国際的な人権法や女の子が享受する保護に対する組織的な反発により、それが脅かされている。

4. 権利を死守する: 女の子の権利のアドボケイトは、彼女たちの権利を守り、維持し、更なる前進を遂げるために支援を求める

この状況下で、これまでに達成された前進を維持するために、非合理に膨大な時間・労力・リソースを割く必要性が生じている。これは、多国・二国間援助や国際協力予算の削減により、世界的にジェンダーや子どもの権利に対する資金援助が縮小していることと並行して起きている。

特に反人権・反ジェンダーのアクターが狙う分野で、人権・ジェンダー平等・多様性の促進・保護に取り組む女の子の権利活動家やアドボケイトは、迫害・暴力・攻撃の危機に瀕している。

今後起こりうる問題を把握することは、それらの対処のために極めて重要である。過去10年間の成果が完全に失われることなく、保護・維持・前進を達成するには、女の子の権利アドボケイトと女の子への支援が欠かせない。

結論

猶予すべき場合ではない。近年、女の子の権利を守り、女の子が人生での自律的かつ積極的な主体として認められるべきであるとするアドボケイトは、単に若くて女性であるというだけで被る差別を、政策議論や人権機構の主要な議題として浮上させた点で、大きな前進を遂げた。

❗ 女の子の可視化は確実に進んでいるが、まだ明確なものとはなっていない。

わずかな成功は反発を招いた。父権主義の復活や、家父長的な価値観に支配され、家族の若い女性構成員には利益がほぼない「家族の価値」の優位化など、これまでに得られた成果に対する反発が強まっている。

「保護」というテーマは普遍的なものであり、一見反論の余地がないように思われるが、制限と表裏一体であることが多く、女の子と女性にとって何が適切であるかという解釈を狭め得る。

このような後退的な動きは、使用される表現・多様性の無視・変化や活動の範囲の縮小に反映されている。一層困難な環境下で、女の子の権利とジェンダー平等を保護・促進して、成果を維持し、更なる前進を実現するために、努力・戦略・警戒・同盟が求められる。

次のページに挙げた提言は、私たちが今後の行動を計画するにあたり、権力者や潜在的な同盟者に向けたものである。



国連事務所の前に立つ女の子、スイス
© Plan International / Enzo Mauro Tabet Cruz

提言

国際社会はジェンダー平等と包摂に取り組むと誓約しているが、世界中で数百万人の女の子が依然として国際法で定められた権利を享受できていない。従って、あらゆる女の子のエンパワーメントには、包括的で大胆な取り組みが必要であり、子ども・女性・ジェンダーの権利に関する取り組みを相互補完に向けた行動が要求される。女の子が取り残されないようにするために、国際政策の強化が必須であり、それには、使用される文言の選定・保護対象の集団の多様性・扱われる問題の規模と深さを把握するための交差性の視点の適用などが含まれる。

プラン・インターナショナルは、国際社会に対し、前例のない方法で、あらゆる女の子の権利とニーズを明瞭に表現するよう訴えている。女の子は、ジェンダー・年齢・包摂における不均衡という特有の交差する困難に焦点を当てた取り組みが必要としている。各国政府は、この二重の差別の負荷を意識的かつ明確に扱い、女の子の権利の実現を一つの目標として認識すべきである。

プラン・インターナショナルは、国際社会に以下の提言の実施を求める：

1. ジェンダー・トランスフォーマティブで年齢に応じた形で、あらゆる女の子を権利保有者として捉え、あらゆる女の子の権利と現実を反映させた、国際的な政策決定とソフトローの規範策定を強化する。
2. 条約機関と特別手続きの権能保有者間の女の子の権利に関する継続的で緊密な意見交換を行い、すべての特別手続きと条約機関が、あらゆる女の子の権利を主流化し、年齢に配慮した対応を適用することにより、国連機関・人権機構・権能が女の子の権利に具体的に取り組む方法を拡大させる。
3. 女の子とユース女性の主体性・リーダーシップ・組織化を、国際的な政策決定の主軸とする。
4. 女の子の権利に関する理解・知識・専門性の向上に投資する。
5. 女の子の権利向上を目指す国際基準への各国の遵守を強化する。

ジェンダー・トランスフォーマティブかつ年齢に応じた形で、あらゆる女の子を権利保有者として捉え、あらゆる女の子の権利と現実を反映させた、国際的な政策決定とソフトローの規範策定を強化する：



- 女の子の権利を最大限に擁護し、進歩的な表現を用いること。女の子の権利に関する議論を継続させ、参加・行動・SRHRを含む、あらゆる女の子の権利の保護と実現を評価・支援すること。女の子の権利の向上に繋がる、もっとも強力で進歩的な合意された表現を常に使用すること。プラン・インターナショナルのアドボカシー・ツール「Language Matters」を参照のこと。プラン・インターナショナルのGirls Rights PlatformとRights Policy Databaseの認知・利用率を高め、もっとも強力で合意の得られた表現を特定・抽出すること。
- 人権のあらゆる分野で、ジェンダー・年齢・多様性の視点を強化し、新たな国際規範を策定する際に、あらゆる女の子の具体的なニーズと実体験をよりの確に反映させること。さまざまな形で不平等に影響を受けている女の子や思春期の女の子が実際にいる場合、彼女たちの現実に効果的に対応するために、彼女たちを特定すること。ジェンダーにこだわらない姿勢は、子ども、特にノンバイナリーや多様性のあるSOGIESCを持つ子どもの権利を認識する上で重要だが、あらゆる女の子と思春期の女の子への適切な保護の提供を保証するために、彼女たち特有の困難とニーズを特定しなければならない。
- 現状、女の子と思春期の女の子を不可視化している、女性と子どもの権利の間の隔たりが埋まるよう措置を講じること。明確で的確な表現を用いて、彼女たちの経験を反映した形で、女性と子どもの権利と、彼女たちの人権を区別すること。国連機構全体での分析を実施し、国際人権法の下で女の子、特に思春期の女の子に対する完全な保護を保証するために、女の子を単に「女性と女の子」という表現で一括りにせず、彼女たちのアイデンティティと経験を十分に考慮するべきである。
- 女の子の多様性および、女の子の権利問題の広さと深さを明確に説明すること。国際基準の策定時には、あらゆる女の子、彼女たちの交差する多面性のあるアイデンティティ、そして社会的背景を考慮すること。交差するアイデンティティを解明し、年齢毎に異なるニーズを含め、女の子の様々な影響・ニーズ・経験を認識すること。
- 女の子に関する問題の政治的利用をやめること。ジェンダーに拘らない表現の使用に関して、女の子・女性・子どもの権利は共存し補強し合うものであることを認識し、競争ではなく相補性を育むこと。「あらゆる女の子と子ども」を認識すること。女の子が様々な形で不平等に影響を受ける場合、ノンバイナリーやジェンダーニュートラルな表現の使用に対する支持を中傷したり否定したりせず、多様性を認める方法として、女の子の権利に関する表現を意識的に明確に使用すること。



スペイン下院議会でインタビューを受けるユース女性、スペイン
© Plan International
plan-international.es

2

条約機関および特別手続きの権能保有者間において、女の子の権利に関する緊密な意見交換を継続的に実施し、すべての特別手続きと条約機関が、あらゆる女の子の権利を主体として尊重し、年齢に配慮した対応を適用することにより、国連機関・人権機構・権能が女の子の権利に具体的に取り組む方法を拡大させる:

- UNGAの例に倣い、女の子に関する新たなHRC決議を支持すること。UNGAとHRCの決議の整合性と補完性を高め、女の子とその交差するアイデンティティに影響を与える問題や現実について、その考察の幅と奥行きを拡大させること。
- あらゆる女の子の権利に関するCRC/CEDAW合同GC/GRを新たに策定すること。CEDAWおよびCRC委員会は、現在の国際法の欠落を埋めるため、CEDAWとCRCの義務の解釈を通じて、女の子の人権とそれらに対応する方法を特定する新たな合同GC/GRを策定すべきである。2つの委員会は、女の子が被る複数の差別を考慮した上で、両委員会が具体的かつ適切に女の子の問題に取り組めるよう、相互の直接的交流を強化すべきである。新たな合同GC/GRによって、ジェンダーと年齢の交差が女の子にどう影響するかを特定することが可能となり、このテーマに関する意識の向上に寄与し得る。新たな合同GC/GRは、国際社会が女の子の権利と経験の全体像を理解し、対応する能力を高め、女の子を暴力や差別の被害者と捉えるだけの姿勢からの脱却を促すだろう。合同GC/GRによって、女の子の利益のために国際法の解釈と適用の強化が可能になり、彼女たちの現実を正確に反映させるよう、国際的な公約を調和させることもできるようになる。この新たな権能により、女の子の経済/社会/文化的権利・経済的エンパワーメントの必要性・市民/政治的権利・参加・変化の担い手としての役割などに取り組める可能性がある。また、SOGIESCに関して確実に考慮されるようになれば、あらゆる女の子の権利を特定することが可能になり得る。
- 条約機関と特別手続きの間において、女の子の権利に関する継続的で緊密な意見交換を促進すること。CRC/CEDAWとCESCRの間の作業過程における共同作業や、食料と水の入手・参加権・土地・相続権などの女の子の権利全般に関するCCPRとの共同作業への支援を含め、女の子を犠牲者としてみなしがちな、女の子と女の子の権利の問題への差別的枠組みの適用に重点を置くのではなく、あらゆる女の子の多様性に焦点を当てることを、すべての条約機関と特別手続きにおいて強化すること。CESCRは同機関の業務に、女の子の経済・社会・文化的権利がどのように尊重・保護・実現され得るかに関する分析を組み入れるような取り組みを強化すること。同様に、自由権規約委員会も、女の子の市民・政治的権利、特に参加に関する権利がどう尊重・保護・実現され得るかの分析に、さらに力を入れていくこと。「ジェンダーの視点を導入する」という要件を含むすべての特別手続きの権能によって、広範なジェンダーの考慮事項と併せて、女の子の特有の困難やニーズに焦点が当てられ、女の子の権利が明確に組み込まれるようになること。

3

女の子とユース女性の主体性・リーダーシップ・組織化を、国際的な政策決定の主軸とする:

- 国際規範強化のために女の子の意見に耳を傾け、国連の機構的活動の中心的要素として、国際的な政策決定での女の子の完全・平等・有意義・安全な参加を強化し、制度化していくこと。国際社会は、女の子が自身の生活で起きていることをもっとも理解しているという認識にまず立ち、彼女たちの有意義な参加を実現させること。
- あらゆる女の子とユース女性が、市民的・政治的自由を享受し、意思決定プロセスにおいて影響力を持ち続けられるよう保証すること。意思決定への彼女たちの完全・効果的・有意義な参加を制度化する仕組みを確立すること。もっとも脆弱な立場で疎外されている者を含め、女の子とユース女性の自律的な意思決定と権利の実現を阻む、ジェンダー・社会規範などの障壁を打破すること。
- 女の子を権利保有者・変化の担い手・現在そして未来の人権擁護者として認識し、支援すること。思春期の女の子を含む女の子が、能力の発達に合わせ、自身で決定を下せるよう、その主体性と自律性を強化すること。集団行動のための運動やネットワークを強化すること。年上の女性人権擁護者や国際政策立案者から指導を受ける機会を女の子に提供すること。未来を見据え、人権運動の未来の牽引者と成り得る世代の女の子の育成に、今投資すること。



国連の壁画に描かれた「Peace」に指を指すユース代表団、スイス
© Plan International / Antoine Tardy

女の子の権利に関する理解・知識・専門性の向上に投資する:

4

- 女の子に特化した細分化データを体系的に収集すること。年齢・性別・ジェンダー別でのデータの細分化に投資し、政策に女の子の現実を的確に反映させ、国際・国内・地域レベルでの政策やプログラムにおいて、女の子の状況改善のためのエビデンスベースを提示すること。データの収集において確実なセキュリティが保証され、安全性とセーフガーディングの点も考慮されるべきであり、決して疎外を助長するものであってはならない。理想的には、データは年齢・性別・人種的背景・先住民であること・宗教・障害・居住地・階級/カースト・経済状況・婚姻状況・性的指向/性自認・難民/移民状況別に収集され、プライバシーと人権が適正に保護されるべきである。また、低年齢の思春期の女の子とそのニーズを可視化し、女の子とユース女性に対する公約・政策・プログラムの進捗状況を確認するため、10～14歳の年齢層も含むこと。
- 女の子の権利と現実に関し、国際基準にかなった交渉担当者を養成すること。外交官の専門性を高め、交渉で常に先進的な表現を駆使できるよう、外交官の研修プログラムと能力開発に投資すること。
- 特別手続きの権能保有者と女の子の権利に精通した経験豊富な条約機関委員を確実に任命し、新任研修を含め、国連専門家のジェンダー啓発研修プログラムに投資すること。
- 単なるタイトルや権限での女の子への言及という形骸化の可能性を排除し、女の子の権利への深い理解と分析の基礎を提供すること。国際社会・外交官・市民社会が、女の子の経験すべて・彼女たちに影響する問題・彼女たちの権利の広範性に取り組むために必要なリソースと専門知識を備えること。女の子の権利に関する決議の起草・交渉・可決には、一層の努力と投資が必要である。
- 女の子の権利に関する市民社会の活動への支援を優先すること。女の子・ユース主導の組織を含む、女の子に関する伝統的で典型的なテーマ以外の問題に関する活動も含め、これまでの前進を維持し、女の子と女の子の権利の保護強化に向けて前進を継続する、NGOの中核的活動を支援すること。
- あらゆる女の子にとっての平等の促進に投資し、女の子の権利に対する私たちの決意を堅持すること。さまざまな状況下で、反人権・反ジェンダー集団が用いる戦略や表現を深く理解・分析することで、女の子の権利の健全な前進・促進・保護を促すことができる。今日の世界が直面する、人権やジェンダー多様性に対する反発を含む、重大化した危機・脆弱性・脅威の軽減・対応には、十分なリソースが不可欠である。

女の子の権利向上を目指す国際基準を各国が遵守するよう強化する:

5

- 女の子の政治的・経済的・社会的・文化的権利に関するすべての関連文書、特に CEDAW・CRC・CEDAW/CRC/ICCPR/ICESCRの選択議定書、を批准し、国・地方レベルでのそれらの履行を強化し、条約機関への履行状況の適時報告を確実にすること。
- 女の子の保護と人権を損なわせるような、CEDAW・CRC・SGDs・ICPD・北京宣言・他の国際協定に対するすべての保留を撤回すること。



以下でデータベースを利用し、
女の子の権利に関する
クイズに挑戦:
girlsrightsplatform.org

強い文言が必要?

私たちの人権データベースで、合意済みの強力な文言やソフトローが容易に検索でき、それらを活用することができる。

同データベースは、ジェンダー・権利・子ども・女性・女の子のみに関する文書を扱っているわけではなく、人権問題全般を扱っており、人権に関するあらゆる交渉で活用することができる。

脚注

- 1 HRC, 'Resolution 41/6 on Elimination of all forms of discrimination against women and girls', 11 July 2019, UN Doc. A/HRC/RES/41/6.
- 2 HRC, 'Resolution 50/7 Mandate of Special Rapporteur on violence against women and girls, its causes and consequences', 7 July 2022, UN Doc. A/HRC/RES/50/7.
- 3 CEDAW Committee, Day of General Discussion on Trafficking in women and girls in the context of global migration, 22 February 2019, 詳細は www.ohchr.org/en/events/days-general-discussion-dgd/2019/day-general-discussion-trafficking-women-and-girls-contextを参照; CEDAW Committee, Day of General Discussion on The Rights of Indigenous Women and Girls, 24 June 2021, 詳細は www.ohchr.org/en/events/days-general-discussion-dgd/2021/day-general-discussion-rights-indigenous-women-and-girlsを参照。
- 4 例えば: CEDAW Committee, General Recommendation No. 39 on the rights of Indigenous women and girls, 31 October 2022, UN Doc. CEDAW/C/GC/39; CEDAW Committee, General Recommendation No. 38 on trafficking in women and girls in the context of global migration, 20 November 2020, UN Doc. CEDAW/C/GC/38.
- 5 例えば: Human Rights Council (HRC), 'Resolution 47/5 on Realization of the equal enjoyment of the right to education by every girl, 12 July 2021, UN Doc. A/HRC/RES/47/5; HRC, 'Resolution 54/19 on Realization of the equal enjoyment of the right to education by every girl, 12 October 2023, UN Doc. A/HRC/RES/54/19; HRC, 'Resolution 47/4 on Menstrual hygiene management, human rights and gender equality', 12 July 2021, UN Doc. A/HRC/RES/47/4; HRC, 'Resolution 40/5 on 'Elimination of discrimination against women and girls in sport', 21 March 2019, UN Doc. A/HRC/RES/40/5; HRC, 'Resolution 45/29 on Promoting, protecting and respecting women's and girls' full enjoyment of human rights in humanitarian situations', 7 October 2020, UN Doc. A/HRC/RES/45/29.
- 6 HRC, 'Resolution 41/6 Elimination of all forms of discrimination against women and girls', 11 July 2019, UN Doc. A/HRC/RES/41/6, paras 13 & 14.
- 7 CEDAW Committee, General Recommendation No. 31 on harmful practices, 2019, UN Doc. CEDAW/C/GC/31/Rev.1; CRC Committee, General Comment No. 18 on harmful practices, 2019, UN Doc. CRC/C/GC/18/Rev.1.
- 8 CRC Committee, Concluding observations on the combined fifth and sixth periodic reports of Sao Tome and Principe recommendations, 23 June 2023, UN Doc. CRC/C/STP/CO/5-6 and CEDAW Committee, Concluding observations on the combined initial and second to fifth reports of Sao Tome and Principe, 31 May 2023, UN Doc. CEDAW/C/STP/CO/1-5. The CRC Committee "liaised with the Committee on the Elimination of Discrimination against Women, ... on joint concerns and recommendations": CRC Committee, Concluding observations on the combined fifth and sixth periodic reports of Sao Tome and Principe recommendations, 23 June 2023, UN Doc. CRC/C/STP/CO/5-6, para. 3. "The present concluding observations contain concerns and recommendations adopted jointly by the Committee on the Rights of the Child and the Committee on the Elimination of Discrimination against Women, in the context the reviews of the periodic reports of Sao Tome and Principe under the respective conventions. The joint concerns and recommendations relate to gender stereotypes against girls (paras. 17 and 18), gender-based violence against girls (paras. 25 and 26), harmful practices (paras. 27 and 28 (a)), the health of adolescent girls (paras. 38 and 39) and school dropout (paras. 44 and 45)": CRC Committee, Concluding observations on the combined fifth and sixth periodic reports of Sao Tome and Principe recommendations, 23 June 2023, UN Doc. CRC/C/STP/CO/5-6, para. 7.
- 9 本報告書の調査過程で実施された協議会議で確認された。
- 10 CEDAW Committee, Day of General Discussion on Trafficking in women and girls in the context of global migration, 22 February 2019, 詳細は www.ohchr.org/en/events/days-general-discussion-dgd/2019/day-general-discussion-trafficking-women-and-girls-contextを参照; CEDAW Committee, Day of General Discussion on The Rights of Indigenous Women and Girls, 24 June 2021, 詳細は www.ohchr.org/en/events/days-general-discussion-dgd/2021/day-general-discussion-rights-indigenous-women-and-girlsを参照; CEDAW Committee, Half-day of general discussion on the equal and inclusive representation of women in decision-making systems, 22 February 2023, 詳細は www.ohchr.org/en/events/events/2023/half-day-general-discussion-equal-and-inclusive-representation-women-decisionを参照。
- 11 詳細は www.ohchr.org/sites/default/files/Documents/Issues/Women/WG/SummaryCSW65.docxを参照。
- 12 WG DAWG, 'Girls' and young women's activism', 9 May 2022, UN Doc. A/HRC/50/25
- 13 同様に、'Gendered inequalities of poverty: feminist and human rights-based approaches', 26 April 2023, UN Doc. A/HRC/53/39にて、WG DAWGは、貧困の実体験を持つ者を含む幅広い女性と女の子と面談した。それらの面談者は、「ロマや先住民の女性など、民族的少数派に属する女性や女の子・障害を持つ女性や女の子、貧困下の女の子やユース女性・非識字の女性や女の子・アフリカ系女性や女の子・国内避難民/移民(特に無許可)/無国籍/難民申請者や避難民の女性・紛争や占領下の女性・地方の女性・高齢の女性・自営業の女性・女性家事労働者・廃品回収や路上販売に従事する女性」であり、貧困と不平等が彼女たちの人生をどう形作ってきたかを、独自に説明した。」同上、パラグラフ31。
- 14 本報告書の調査過程で実施された協議会議で確認された。
- 15 CRC Committee, General Comment No. 26 on children's rights and the environment, with a special focus on climate change, 2023, UN Doc. CRC/C/GC/26.
- 16 CRC Committee, General Comment No. 26 on children's rights and the environment, with a special focus on climate change, 2023, UN Doc. CRC/C/GC/26.
- 17 CRC Committee, General Comment No. 25 (2021) on children's rights in relation to the digital environment, 2021, UN Doc. CRC/C/GC/25.
- 18 OHCHR, 'Guidance establishes children's rights carry into digital world', 26 March 2021, 以下より入手可能: www.ohchr.org/en/stories/2021/03/guidance-establishes-childrens-rights-carry-digital-world
- 19 Ibid. 詳細は、OHCHR, 'In Our Own Words', 26 March 2021, 以下より入手可能: unhumanrights.medium.com/in-our-own-words-28c5305f1837
- 20 CSW, 'Women's full and effective participation and decision-making in public life, as well as the elimination of violence, for achieving gender equality and the

empowerment of all women and girls: Agreed Conclusions', 30 March 2021, UN Doc. E/CN.6/2021/L.3.

- 21** Ibid., para. 22.
- 22** HRC, 'Resolution 38/5 on Accelerating efforts to eliminate all forms of violence against women and girls: preventing and responding to violence against women and girls in digital contexts', 5 July 2018, UN Doc. A/HRC/RES/38/5, OP 9(c).
- 23** HRC, 'Resolution 41/17 on Accelerating efforts to eliminate all forms of violence against women and girls: preventing and responding to violence against women and girls in the world of work', 12 July 2019, UN Doc. A/HRC/RES/41/17, PP 30; HRC, 'Resolution 47/15 on Accelerating efforts to eliminate all forms of violence against women and girls: preventing and responding to all forms of violence against women and girls with disabilities', 13 July 2021, UN Doc. A/HRC/RES/47/15, PP 33.
- 24** HRC, 'Resolution 38/5 on Accelerating efforts to eliminate all forms of violence against women and girls: preventing and responding to violence against women and girls in digital contexts', 5 July 2018, UN Doc. A/HRC/RES/38/5, PP 14; HRC, 'Resolution 41/17 on Accelerating efforts to eliminate all forms of violence against women and girls: preventing and responding to violence against women and girls in the world of work', 12 July 2019, UN Doc. A/HRC/RES/41/17, PP 19; HRC, 'Resolution 47/15 on Accelerating efforts to eliminate all forms of violence against women and girls: preventing and responding to all forms of violence against women and girls with disabilities', 13 July 2021, UN Doc. A/HRC/RES/47/15, PP 15.
- 25** HRC, 'Resolution 53/27 on Accelerating efforts to eliminate all forms of violence against

women and girls: preventing and responding to all forms of violence against women and girls in criminal justice detention', 14 July 2023, UN Doc. A/HRC/RES/53/27, PP 30.

- 26** HRC, 'Resolution 38/1 on Elimination of all forms of discrimination against women and girls', 5 July 2018, UN Doc. A/HRC/RES/38/1; HRC, 'Resolution 41/6 on Elimination of all forms of discrimination against women and girls', 11 July 2019, UN Doc. A/HRC/RES/41/6; HRC, 'Resolution 44/17 on Elimination of all forms of discrimination against women and girls', 17 July 2020, UN Doc. A/HRC/RES/44/17; HRC, 'Resolution 50/18 on Elimination of all forms of discrimination against women and girls', 8 July 2022, UN Doc. A/HCR/RES/50/18. All adopted by consensus.
- 27** HRC, 'Resolution 50/18 on Elimination of all forms of discrimination against women and girls', 8 July 2022, UN Doc. A/HCR/RES/50/18, PP 19.
- 28** Ibid., OP 5(b).
- 29** 例えば以下を参照: HRC, 'Resolution 38/5 on Accelerating efforts to eliminate all forms of violence against women and girls: preventing and responding to violence against women and girls in digital contexts', 5 July 2018, UN Doc. A/HRC/RES/38/5; HRC, 'Resolution 41/17 on Accelerating efforts to eliminate all forms of violence against women and girls: preventing and responding to violence against women and girls in the world of work', 12 July 2019, UN Doc. A/HRC/RES/41/17; HRC, 'Resolution 47/15 on Accelerating efforts to eliminate all forms of violence against women and girls: preventing and responding to all forms of violence against women and girls with disabilities', 13 July 2021, UN Doc. A/HRC/RES/47/15; HRC, 'Resolution 53/27 on

Accelerating efforts to eliminate all forms of violence against women and girls: preventing and responding to all forms of violence against women and girls in criminal justice detention', 14 July 2023, UN Doc. A/HRC/RES/53/27; HRC, 'Resolution 41/8 on Consequences of child, early and forced marriage', 11 July 2019, UN Doc. A/HRC/RES/41/8; HRC, 'Resolution 48/6 on Child, early and forced marriage in times of crisis, including the COVID-19 pandemic', 8 October 2021, UN Doc. A/HRC/RES/48/6; HRC, 'Resolution 53/23 on Child, early and forced marriage: ending and preventing forced marriage', 13 July 2023, UN Doc. A/HRC/RES/53/23。

- 30** 例えば以下を参照: UNGA, 'Resolution 77/193 on the intensification HRC, 'Resolution 47/5 on Realization of the equal enjoyment of the right to education by every girl, 12 July 2021, UN Doc. A/HRC/RES/47/5; HRC, 'Resolution 54/19 on Realization of the equal enjoyment of the right to education by every girl, 12 October 2023, UN Doc. A/HRC/RES/54/19; HRC, 'Resolution 50/18 on Elimination of all forms of discrimination against women and girls', 8 July 2022, UN Doc. A/HCR/RES/50/18; HRC, 'Resolution 48/6 on Child, early and forced marriage in times of crisis, including the COVID-19 pandemic', 8 October 2021, UN Doc. A/HRC/RES/48/6.
- 31** UNGA, 'Resolution 73/146 on trafficking in women and girls', 17 December 2018, UN Doc. A/RES/73/146; UNGA, 'Resolution 75/158 on trafficking in women and girls', 16 December 2020, UN Doc. A/RES/75/158; UNGA, 'Resolution 77/194 on trafficking in women and girls', 15 December 2022, UN Doc. A/RES/77/194.
- 32** HRC, 'Resolution 38/1 on Elimination of all forms of discrimination against women and girls', 5 July 2018, UN Doc. A/HRC/RES/38/1; HRC,

'Resolution 41/6 on Elimination of all forms of discrimination against women and girls', 11 July 2019, UN Doc. A/HRC/RES/41/6; HRC, 'Resolution 44/17 on Elimination of all forms of discrimination against women and girls', 17 July 2020, UN Doc. A/HRC/RES/44/17; HRC, 'Resolution 50/18 on Elimination of all forms of discrimination against women and girls', 8 July 2022, UN Doc. A/HCR/RES/50/18. All adopted by consensus.

- 33** HRC, 'Resolution 50/18 on Elimination of all forms of discrimination against women and girls', 8 July 2022, UN Doc. A/HCR/RES/50/18, OP 7.
- 34** UNGA, 'Resolution 73/153 on child, early and forced marriage', 17 December 2018, UN Doc. A/RES/73/153, OP 32; PP 26.
- 35** Ibid., OP 9; OP 18; OP 23; OP 16.
- 36** 例えば以下を参照: Report of the Working Group on Discrimination Against Women and Girls (WG DAWG), 15 May 2024, UN Doc. A/HRC/56/51; Report of the WG DAWG, 'Gendered inequalities of poverty: Feminist and human rights-based approaches', 26 April 2023, UN Doc. A/HRC/53/39; Report of the WG DAWG, 'Girls and Young Women's Activism', 10 May 2022, UN Doc. A/HRC/50/25.
- 37** CEDAW Committee, General Recommendation No. 38 on trafficking in women and girls in the context of global migration, 20 November 2020, UN Doc. CEDAW/C/GC/38; CEDAW Committee, General Recommendation No. 39 on the rights of Indigenous women and girls, 31 October 2022, UN Doc. CEDAW/C/GC/39.
- 38** 例えば以下を参照: CEDAW Committee, Concluding observations on the fifth periodic report of Kyrgyzstan, 29 November 2021, CEDAW/C/。

- KGZ/CO/5.
- 39** CEDAW Committee, Concluding Observations on the fifth periodic report of South Africa, 23 November 2021, UN Doc. CEDAW/C/ZAF/CO/5, para. 5.
- 40** 例えば以下を参照: CEDAW Committee, General Recommendation No. 36 (2017) on the right of girls and women to education, 27 November 2017, CEDAW/C/GC/36.
- 41** 補足報告書およびUPRIに関するセクションを参照: plan-international.org/publications/strengthening-girls-rights-as-human-rights.
- 42** HRC, 'Resolution 50/18 on Elimination of all forms of discrimination against women and girls', 8 July 2022, UN Doc. A/HRC/RES/50/18, PP 18.
- 43** HRC, 'Resolution 40/5 on Elimination of discrimination against women and girls in sport', 21 March 2019, UN Doc. A/HRC/RES/40/5.
- 44** UNGA, 'Resolution 76/146 on the girl child', 16 December 2021, UN Doc. A/RES/76/146.
- 45** Ibid., preambular paragraph (PP) 7.
- 46** Human Rights Council (HRC), 'Resolution 54/6 on centrality of care and support from a human rights perspective', 11 October 2023, UN Doc. A/HRC/RES/54/6
- 47** HRC, 'Resolution 38/5 on Accelerating efforts to eliminate all forms of violence against women and girls: preventing and responding to violence against women and girls in digital contexts', 5 July 2018, UN Doc. A/HRC/RES/38/5.
- 48** UNGA, 'Resolution 78/188 on the girl child', 19 December 2023, UN Doc. A/RES/78/188
- 49** HRC, 'Resolution 50/18 on Elimination of all forms of discrimination against women and girls', 8 July 2022, UN Doc. A/HRC/RES/50/18.
- 50** HRC, 'Resolution 54/19 on Realization of the equal enjoyment of the right to education by every girl, 12 October 2023, UN Doc. A/HRC/RES/54/19
- 51** CEDAW Committee, General Recommendation No. 37 on Gender-related dimensions of disaster risk reduction in the context of climate change, 13 March 2018, UN Doc. CEDAW/C/GC/37.
- 52** 本報告書の調査過程で実施された協議会議で確認された。
- 53** CRPD Committee, General Comment No. 6 on Article 5: Equality and non-discrimination, 2018, UN Doc. CRPD/C/GC/6; CRPD Committee, General Comment No. 7 on Article 4.3 and 33.3: Participation with persons with disabilities, including children with disabilities, in the implementation and monitoring of the Convention, 2018, UN Doc. CRPD/C/GC/7; CRPD Committee, General Comment No. 8 on the right of persons with disabilities to work and employment, 2022, UN Doc. CRPD/C/GC/8.
- 54** Human Rights Committee, General Comment No. 36 on Article 6 (the right to life), 2018, UN Doc. CCPR/C/GC/36. 詳細は www.ohchr.org/en/calls-for-input/general-comment-no-36-article-6-right-life を参照。
- 55** CSW, 'Women's full and effective participation and decision-making in public life, as well as the elimination of violence, for achieving gender equality and the empowerment of all women and girls: Agreed Conclusions', 30 March 2021, UN Doc. E/CN.6/2021/L.3., para. 41.
- 56** Ibid., para. 58.
- 57** HRC, 'Resolution 53/27 on Accelerating efforts to eliminate all forms of violence against women and girls: preventing and responding to all forms of violence against women and girls in criminal justice detention', 14 July 2023, UN Doc. A/HRC/RES/53/27.
- 58** HRC, 'Resolution 47/15 on Accelerating efforts to eliminate all forms of violence against women and girls: preventing and responding to all forms of violence against women and girls with disabilities', 13 July 2021, UN Doc. A/HRC/RES/47/15.
- 59** CEDAW Committee, General Recommendation No. 39 on the rights of Indigenous women and girls, 31 October 2022, UN Doc. CEDAW/C/GC/39.
- 60** CRPD Committee, General Comment No. 6 on Article 5: Equality and non-discrimination, 2018, UN Doc. CRPD/C/GC/6; CRPD Committee, General Comment No. 7 on Article 4.3 and 33.3: Participation with persons with disabilities, including children with disabilities, in the implementation and monitoring of the Convention, 2018, UN Doc. CRPD/C/GC/7.
- 61** UNGA, 'Resolution 76/146 on the girl child', 16 December 2021, UN Doc. A/RES/76/146.
- 62** UN Women, 'Challenges and Opportunities in Achieving Gender Equality and the Empowerment of Rural Women and Girls: 2018 Commission on the Status of Women Agreed Conclusions', 2018.
- 63** WG DAWG, 'Girls' and young women's activism', 9 May 2022, UN Doc. A/HRC/50/25.
- 64** Ibid.
- 65** SR VAWGによると、これらの問題には「ジェンダー平等・GBV・有害な慣行・子どもの権利・LGBTQIの権利・SRHR・気候正義・社会経済的不平等・包摂的開発・人種の正義・適正な統治・領域/土地/資源の防衛・平和構築・紛争解決」などが含まれる。同上、パラグラフ20。
- 66** SR on freedom of assembly, 'Exercise of the rights to freedom of peaceful assembly and of association as essential to advancing climate justice', 23 July 2021, UN Doc. A/76/222.
- 67** HRC, 'Resolution 54/19 on Realization of the equal enjoyment of the right to education by every girl, 12 October 2023, UN Doc. A/HRC/RES/54/19.
- 68** UNGA, 'Resolution 77/202 on child, early and forced marriage', 3 January 2023, UN Doc. A/RES/77/202.
- 69** CSW, 'Women's full and effective participation and decision-making in public life, as well as the elimination of violence, for achieving gender equality and the empowerment of all women and girls: Agreed Conclusions', 30 March 2021, UN Doc. E/CN.6/2021/L.3.
- 70** Ibid., para. 22.
- 71** UNGA, 'Resolution 77/194 on trafficking in women and girls', 15 December 2022, UN Doc. A/RES/77/194, PP 28.
- 72** UN Women, 'Challenges and Opportunities in Achieving Gender Equality and the Empowerment of Rural Women and Girls: 2018 Commission on the Status of Women Agreed Conclusions', 2018; UN Women, 'Social protection systems, access to public services and sustainable infrastructure for gender equality and the empowerment of women and girls: 2019 Commission on the Status of Women Agreed Conclusions', 2019, UN Doc. E/CN.6/2019/L.3.
- 73** 例えば: HRC, 'Resolution 54/19 on Realization of the equal enjoyment of the right to education by every girl, 12 October 2023, UN Doc. A/HRC/RES/54/19.
- 74** Ibid.
- 75** Plan International, Turning the World Around Girls and Young Women Activists Leading the Fight for Equality, 2023.

- 76 以下を参照: UNGA, 'Resolution 78/188 on the girl child', 19 December 2023, UN Doc. A/RES/78/188。
- 77 例えば以下を参照: Special Rapporteur on the human rights of migrants, 'The Impact of climate change on migrants', 19 July 2022, UN Doc. A/77/189。
- 78 例えば: Report of the Working Group on Discrimination Against Women and Girls (WG DAWG), 15 May 2024, UN Doc. A/HRC/56/51; Report of the WG DAWG, 'Report of the Working Group on the issue of discrimination against women in law and in practice', 18 May 2018, UN Doc. A/HRC/38/46; Special Rapporteur on violence against women, its causes and consequences (SR VAW), 'Twenty-five years of the Special Rapporteur on violence against women, its causes and consequences: an analysis of its evolution, current challenges and the way forward', 20 June 2019, UN Doc. A/HRC/41/42, paras. 20-22; Special Rapporteur on the right of everyone to the enjoyment of the highest attainable standard of physical and mental health, 'Sexual and reproductive health rights: challenges and opportunities during Covid-19', 16 July 2021, UN Do. A/76/172, para. 82。
- 79 WG DAWG, 'Girls' and young women's activism', 9 May 2022, UN Doc. A/HRC/50/25。
- 80 すべての名前は変更されている。
- 81 Observatory on the Universality of Rights, 2021, 'Chapter 4: Anti-Rights Actors' in Rights at Risk: Time for Action—Observatory on the Universality of Rights Trends Report 2021, 以下より入手可能: www.awid.org/sites/default/files/2022-01/Ch4_RightsAtRisk_TimeForAction_2021.pdf。
- 82 Ibid; Umyra Ahmad, 'Feminist Reflections from HRC53: Trends, Challenges and Opportunities', The Association for Women's Rights in Development (AWID), 25 September 2023, 以下より入手可能: www.awid.org/news-and-analysis/feminist-reflections-hrc53-trends-challenges-and-opportunities。
- 83 WG DAWG, 'Escalating backlash against gender equality and urgency of reaffirming substantive equality and the human rights of women and girls: Report of the Working Group on discrimination against women and Girls', 15 May 2024, UN Doc. A/HRC/56/51。
- 84 この反発は、HRC, 'Resolution 50/18 on Elimination of all forms of discrimination against women and girls', 8 July 2022, UN Doc. A/HCR/RES/50/18, preambular para. 8で言及された。
- 85 例えば以下を参照: Special Rapporteur on violence against women, its causes and consequences (SR VAW), 'Twenty-five years of the Special Rapporteur on violence against women, its causes and consequences: an analysis of its evolution, current challenges and the way forward', 20 June 2019, UN Doc. A/HRC/41/42, paras. 20-22; WG DAWG, 'Women's and girls' sexual and reproductive health rights in crisis', 28 April 2021, UN Doc. A/HRC/47/38, paras. 47-49; Special Rapporteur on the right of everyone to the enjoyment of the highest attainable standard of physical and mental health, 'Sexual and reproductive health rights: challenges and opportunities during Covid-19', 16 July 2021, UN Do. A/76/172, para. 82。
- 86 Ibid.
- 87 Ibid., p. 61.
- 88 Umyra Ahmad, 'Feminist Reflections from HRC53: Trends, Challenges and Opportunities', The Association for Women's Rights in Development (AWID), 25 September 2023, 以下より入手可能: www.awid.org/news-and-analysis/feminist-reflections-hrc53-trends-challenges-and-opportunities。
- 89 Observatory on the Universality of Rights, 2021, 'Chapter 4: Anti-Rights Actors' in Rights at Risk: Time for Action—Observatory on the Universality of Rights Trends Report 2021, 以下より入手可能: www.awid.org/sites/default/files/2022-01/Ch4_RightsAtRisk_TimeForAction_2021.pdf, p. 65。
- 90 Ibid., p. 64.
- 91 Ibid., OP 18; UNGA, 'Resolution 78/187 on the rights of the child', 19 December 2023, UN Doc. A/RES/78/187, OP 17.
- 92 Umyra Ahmad, 'Feminist Reflections from HRC53: Trends, Challenges and Opportunities', The Association for Women's Rights in Development (AWID), 25 September 2023, 以下より入手可能: www.awid.org/news-and-analysis/feminist-reflections-hrc53-trends-challenges-and-opportunities。
- 93 HRC, Amendment A/HRC/38/L.34 to A/HRC/38/L.1/Rev.1は、エジプト・ロシア・サウジアラビアが提出(ただし、投票前に撤回)し、ジェンダーに基づく差別に関する言及を削除し、「性別に基づく」と置き換えるもの; HRC, Amendment A/HRC/50/L.38 to A/HRC/50/L.22/Rev.1をリビア・モーリタニア・ナイジェリア*は、「ジェンダーに基づく」差別に関する言及を「性別に基づく」と置き換えることを提案したが、採決で否決された(14-23-8)。投票結果は以下の通り; 賛成: ベナン・カメルーン・中国・エリトリア・ガンビア・カザフスタン・リビア・モーリタニア・パキスタン・カタール・セネガル・ソマリア・スーダン・アラブ首長国連邦; 反対: アルゼンチン・アルメニア・ポリビア・チェコ・フィンランド・フランス・ドイツ・ホンジュラス・日本・リトアニア・ルクセンブルク・マラウイ・マーシャル諸島・メキシコ・モンテネグロ・ネパール・オランダ・パラグアイ・ポーランド・韓国・ウクライナ・イギリス・アメリカ; 棄権: ブラジル・コートジボワール・ガボン・インド・インドネシア・マレーシア・ナミビア・ウズベキスタン。
- 94 WG DAWG, 'Escalating backlash against gender equality and urgency of reaffirming substantive equality and the human rights of women and girls Report of the Working Group on discrimination against women and girls', 15 May 2024, UN Doc. A/HRC/56/51。
- 95 Plan International, 'Position Paper on People with diverse Sexual Orientation, Gender Identity and Expression and Sex Characteristics (SOGIESC)', 2024, 以下より入手可能: plan-international.org/uploads/2024/05/SOGIESC_PP_External_Corrected_20240516.pdf。
- 96 HRC, Amendment A/HRC/38/L.34 to A/HRC/38/L.1/Rev.1.



Until we are all equal

プラン・インターナショナルについて

プラン・インターナショナルは、子どもの権利と世界中の女の子の平等を推進するため、日々取り組みを続けています。私たちは、すべての子どもに力と可能性があると信じていますが、現実には貧困、暴力、排除、差別によって抑圧されていることも少なくありません。そして、その影響をもっとも受けているのは女の子たちです。

独立した開発・人道団体として、プラン・インターナショナルは、子ども、思春期、ユース、支援者、パートナーとともに、女の子と弱い立場に置かれた子どもたちが直面している課題の根底にある原因に取り組んでいます。生まれてから大人になるまで、子どもたちの権利を守り、彼らが自らの力で危機や逆境に備え、対応できるよう支援するため、私たちはネットワークと知見を活かして、地域、国、そして世界レベルで実践と政策の変革を推進しています。85年以上にわたり、子どもたちのために共に取り組んできたパートナーと協力の下、私たちは世界80カ国以上で活動を続けています。

誰もが平等な世界の実現にむけて、歩みを止めずに進んでいきます。

発行年: 2024年 文章 © Plan International.

表紙写真: ユース代表団、国連本部、スイス © Plan International / Antoine Tardy

プラン・インターナショナルは、本書に含まれる写真の公開について、必要な許可と同意を得ている。

Plan International

Global Hub

Dukes Court, Duke Street, Woking,
Surrey GU21 5BH, United Kingdom

Tel: +44 (0) 1483 755155

Fax: +44 (0) 1483 756505

E-mail: info@plan-international.org



plan-international.org



facebook.com/planinternational



twitter.com/planglobal



instagram.com/planinternational



linkedin.com/company/plan-international



youtube.com/user/planinternationaltv